

河川利用の変遷と新たな動き

近年の河川利用の流れと今後の利活用の方向性

嘉瀬川交流塾資料



令和7年5月17日



矢ヶ部輝明

私の河川環境系業務の経歴

佐賀大学土木工学科卒、大学院工学研究科荒牧研究室

- * 大学時代、荒牧研究室で、専門(構造)以外のことにも興味をもつ
環境問題(公害問題:水俣)、映画づくり、音楽、テニス……
- * 昭和54年(40数年前) 建設コンサルタント((株)建設技術研究所)入社
面接で、専門はと聞かれ、「雑学」と答え、開発研究室に
「環境」がテーマになり、経験した上司がおらず、入社早々任される
- * その後、本社環境部で環境系業務環境護岸計画設計等担当
- * 九州に戻り、平成元年ごろから、**河川環境管理基本計画**(遠賀川、本明川、矢部川、嘉瀬川等)、河川調査、河川環境計画等を担当
- * 平成2年以降、建設省(現:国土交通省)九州地方建設局河川技術部会「**多自然型川づくり**(九州地建版)手引き」作成に係わる。
- * 石井樋水辺歴史公園計画(平成6年)を担当。全建賞(2006)を受賞

平成8年頃の石井樋構想図



当時の条件: 堤防法線はさわらない。所長がかわると、.....

続き

私の河川環境系業務の経歴

- * 本社環境部長、九州支社都市環境部長などを務め、**多自然川づくり**関連、**ふるさとの川モデル事業**等、川づくり、河川環境関連業務関連多数担当
- * また、地域づくり(地域振興計画)、まちづくりの仕事も担当
- * 砕氷船のへさき仕事を担当したこともあり、初代**PFI事業部長**に全国のPFI事業に関わる(文化会館、市役所、学校、火葬場・・・仕事のパートナーが、技術屋から銀行マン、弁護士に
 - * PFIは、公共事業の武器になると思っています
- * 退職まで、河川環境系、まちづくり系の業務を数多く担当
- * 現在は、佐賀地元のコンサルタントで現役継続中
これまでのほぼ半世紀弱の経験からお話させていただきます

今日の話の流れ

嘉瀬川における河川利用の状況

河川利活用(河川環境)の歴史変遷

河川利用のための基本事項

新しい河川利用の流れ、実例

河川利用の課題と将来

今日お話しする POINT1

治水中心



環境が加わる
【親水】



生き物への対処
【多自然川づくり】



川の魅力
【利活用】



川の魅力
【民間参入】



川の利活用の未来



河川環境整備事業など(1970年代以降)

- ・治水優先で、環境はおまけ的
- ・川の断面は、固めたまま
- ・川への関心は高まった



多自然川づくりなど(1997年以降)

- ・環境を織り込んだ整備が進められる
- ・川が憩いの空間となる
- ・街との結びつきは強くない



災害の頻発化、大災害等で、自助・共助・公助がい言われたして

「かわまち」など(2011年以降)

- ・日常的な生活の場
- ・活力ある街づくり・地域づくりの一環
(道の駅、区画整理などとの一体化)
- ・民間参入が可能。PFI事業事例も

今日の話の中心テーマ

POINT2 河川における河川管理者・市民の係わりの変遷

時代	考え方	河川管理者	市民	社会的な状況・動き
治水・利水	洪水への対処（水路化）	災害（洪水）から国民を守る唯一の存在 川へは入るな、近寄るな	洪水が起きるのは河川管理者のせいという意識	
 公害の顕在化	汚染された水が流れる水路	水質事故への対処	川へは近寄らない、遊ばない	
環境（公害対策としての） 1960年代ごろから	健康被害をなくす	清流ルネッサンス等の事業	きれいな水が流れる川への要望	
景観・親水 1970年代ごろから	街に彩を添える川の存在	治水優先は変わらず 環境的機能は、付帯的存在	散歩、スポーツ、レクリエーションの空間としての河川利用 水辺へのふれあい 河川への転落事故の発生	親水が普及する一方で、川の被害・事故への危惧が高まる 河川管理者の責任が問題化 学校の指導（川に近づくな）
多自然 1990年代ごろから	人の手は3割、自然の営みを尊重した川づくり 生き物などが川に戻る	自然との共存を考慮した川づくり	川に生息する生き物とのふれあいが再開（釣り、水遊び）	川の乗校など（指導者立会いの下での川遊び） 「みずがき」の復活？
 災害の激甚化・頻発化	減災への方針転換 災害（洪水）から国民を守る唯一の存在であることをやめる 自助・共助・公助の考え			自助・共助・公助の考え
かわまち 2010年代ごろから	川の魅力・価値を街づくりに積極的に取り組む	積極的な河川利用の推進 河川空間利用の整備の支援 民間参入の容認（河川空間での企業収益の確保が可能に） 河川空間での PF1 事業	川は、地域のシンボル 川は、人々の集いの場に	地方の時代 デジタル田園都市構想 公園 PF1
今後の川のありかた 2030年代ごろから？	地方の時代 川は、地域の魅力の核となる川を、地域づくりの軸とする川に、人々が集うようになる川が、地域の魅力を創出する川で、まちづくりを行う	河川の維持管理は、市民、関係市民、企業、地方自治体を取り込んで行う。 河川は、地域が主体的に維持管理に努め、河川管理者はそれを支援する	河川は、市民が中心となり、守り育てる存在だとの認識が定着する	川をはじめ豊かな自然に囲まれた地域で生活することで、幸福度が高まる。

POINT3

すでに河川利活用を取り巻く環境は作られつつある

嘉瀬川とふれあう文化を育む

巻き込む

自治体を巻き込む(佐賀市)

民間・企業を巻き込む(儲かる、儲からない⇒PFI事業?)

釣り人、利用者を巻き込む、子供(未来の支え)を巻き込む

つなぐ

周辺とのネットワーク 嘉瀬川沿いの線のネットワーク

周辺とのネットワーク 面のネットワーク(大和イオンなど)

街づくりの一環として川づくりを考える 川の魅力を核にする

文化を育む

日常生活に川を取り入れる。川との付き合い方を見つめなおす

嘉瀬川文化軸をつくる 嘉瀬川交流軸 嘉瀬川を軸として

魅力を発信する

魅力の発信

魅力の創出から、魅力の再生産、魅力の多方面への展開

今日の話の流れ

嘉瀬川における河川利用の状況

河川利活用(河川環境)の歴史変遷

河川利用のための基本事項

新しい河川利用の流れ、実例

河川利用の課題と将来

佐賀インターナショナルバルーンフェスタ



- * 佐賀県佐賀市嘉瀬川河川敷で、11月始めに開催されるアジア最大級のスカイスポーツイベント(熱気球競技大会)。
- * 日本国内、世界各国からのバルーンリストが繰り広げる大空の競演！

さが鑑真和尚遣唐使船レース



佐賀県「森川海人プロジェクト」に勝手に参加イベント

さが鑑真和上まつり

第28回 遣唐使船レース

天平の石かき、機多の船體の東渡が間に通り「天草文化」の花を咲かせた鑑真（がんにん）和尚の佐賀県嘉瀬川上遊にちなむ、鑑真和上まつり遣唐使船レースを8月25日（日）に開催致します。

レースは遣唐使船型紙模倣船を用い、県内外から1200人を超える選手団が勇壮な競漕を披露し、いまや佐賀県の「夏の風物詩」として全国ネットのニュースとなっています。

参加チーム募集

●開催日/ 令和6年8月25日（日）8時～17時（競技9時スタート）
●場 所/ 嘉瀬川（県立森林公園西・嘉瀬川橋下流一帯）

鑑真和尚

- * 聖武天皇の招きにより、唐の国揚州より遣唐使船に乗って日本に向った鑑真は、5回の渡航失敗にもめげず、6回目の渡航にて漸く成功し、天平勝宝5年（753年）薩摩の坊ノ津にたどりつき、そこから東支那海を北上し、嘉瀬の嘉瀬津の港に上陸し大宰府を経て平城京に到着したとされている。
- * その鑑真和上の上陸記念碑は嘉瀬町の森林公園内に平成2年に建立された。

嘉瀬川で開催されるイベント



- * 嘉瀬川「ヌマンデー」 マルシェ、キャンプ体験
 - * 嘉瀬川河口での牡蠣礁復活竹立て作業(7月)
 - * 水で遊ぼう・生物観察&水の科学実験(7月)
- などなど……

流域面積

嘉瀬川

流域面積 368m²

全国109水系中99位

九州20水系中18位

コンパクトな川

板東太郎(利根川)、筑紫次郎(筑後川)、吉野三郎(吉野川)とよばれた筑後川は21位

順位 109水系	河川名	流域面積 km ²	流域関係都道府県
21	筑後川	2,863	福岡、佐賀、大分、熊本
28	大淀川	2,230	宮崎県、鹿児島県、熊本県
34	球磨川	1,880	熊本県
36	五ヶ瀬川	1,820	大分県、宮崎県、熊本県
43	川内川	1,600	宮崎県、鹿児島県
47	大野川	1,465	大分県、宮崎県、熊本県
62	緑川	1,100	熊本県
65	遠賀川	1,026	福岡県
67	菊池川	996	熊本県
83	大分川	650	大分県
84	矢部川	647	福岡県
87	山国川	540	福岡県、大分県
90	肝属川	485	鹿児島県
91	白川	480	熊本県
92	小丸川	474	宮崎県
93	番匠川	464	大分県
96	松浦川	446	佐賀県
99	嘉瀬川	368	佐賀県
101	六角川	341	佐賀県
105	本明川	249	長崎県

流域人口・人口密度

嘉瀬川

流域人口規模
九州20水系中11位

人口密度
九州20水系中6位

人との係わりが強い
コンパクトな川

地方名	水系名			
		全流域面積 (km ²)	総人口 (人)	人口密度 (人/km ²)
九州 地方	遠賀川水系	1,026.0	618,340	603
	松浦川水系	446.0	93,628	210
	本明川水系	249.0	86,551	348
	六角川水系	341.0	113,954	334
	嘉瀬川水系	368.0	124,765	339
	筑後川水系	2,860.0	1,103,526	386
	矢部川水系	647.0	156,685	242
	菊池川水系	996.0	202,086	203
	白川水系	480.0	135,245	282
	緑川水系	1,100.0	540,667	492
	球磨川水系	1,880.0	120,149	64
	川内川水系	1,600.0	179,860	112
	肝属川水系	485.0	115,750	239
	大淀川水系	2,230.0	603,018	270
	小丸川水系	474.0	31,259	66
	五ヶ瀬川水系	1,820.0	116,609	64
	番匠川水系	464.0	53,190	115
	大野川水系	1,465.0	209,849	143
	大分川水系	650.0	259,332	399
	山国川水系	540.0	31,109	58

嘉瀬川における河川利用の状況

平成 26 年度

河川水辺の国勢調査結果

【河川版】
(河川空間利用実態調査編)

平成 28 年 2 月

国土交通省
水管理・国土保全局
河川環境課

河川空間利用者数調査実施日

季節	実施日	
春季	休日	4月29日(みどりの日)
		5月5日(こどもの日)
	平日	5月の第3月曜日
夏季	休日	7月の最終日曜日
	平日	7月の最終日曜日の翌日
秋季	休日	11月3日(文化の日)
冬季	休日	1月の第2月曜日(成人の日)

平成 26 年 10 月 30 日(木)から 11 月 3 日(月・祝)までの 5 日間、佐賀市の嘉瀬川河川敷において、「2014 佐賀国際・バルーンフェスタ」が開催
そのため、嘉瀬川の秋季休日の調査は、11/9に実施している。

「河川水辺の国勢調査」

国土交通省が直轄河川を対象に定期的に河川環境(生物、河川利用)を調査。

最新版は、2020年(令和2年)版があるが、新型コロナ感染真っただ中であるため、今回は参考にしなかった。

(参考) 調査・推計方法等

平成16年度版
河川水辺の国勢調査マニュアル(案)
(河川空間利用実態調査編)

監修●国土交通省河川局
発行●財団法人リバーフロント整備センター

3.2 年間利用者数の推計

年間7回の各調査日の結果をもとに1年間の利用者数を推計する。

α : 観測日の天候による係数

(観測日が晴天の場合は1、雨天の場合は晴係数(2.850))

a) 春季

$$a_n = \text{春季・休日・晴の日数} \times (A_n \times \alpha_A + B_n \times \alpha_B) / 2$$

$$b_n = \text{春季・休日・雨の日数} \times (A_n \times \alpha_A + B_n \times \alpha_B) \times \text{雨係数} / 2$$

$$c_n = \text{春季・土曜日・晴の日数} \times (A_n \times \alpha_A + B_n \times \alpha_B + 2C_n \times \alpha_C) / 4$$

$$d_n = \text{春季・土曜日・雨の日数} \times (A_n \times \alpha_A + B_n \times \alpha_B + 2C_n \times \alpha_C) \times \text{雨係数} / 4$$

$$e_n = \text{春季・平日・晴の日数} \times C_n \times \alpha_C$$

$$f_n = \text{春季・平日・雨の日数} \times C_n \times \alpha_C \times \text{雨係数}$$

b) 夏季

$$g_n = \text{夏季・休日・晴の日数} \times D_n \times \alpha_D$$

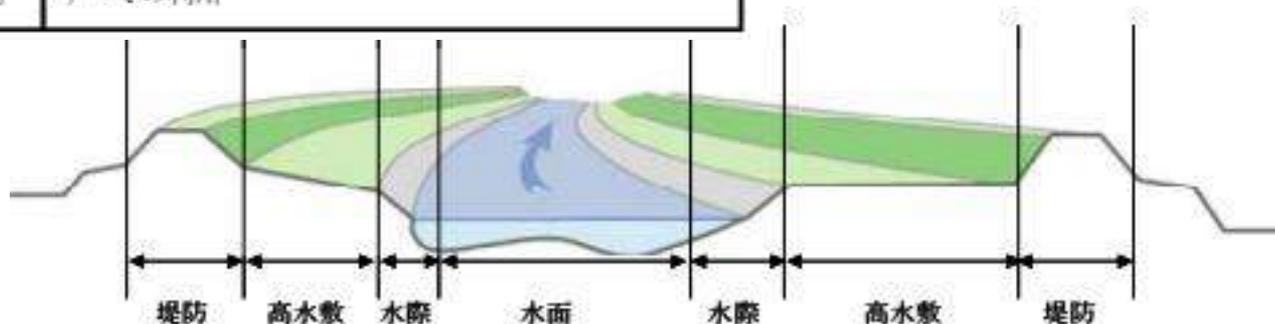
$$h_n = \text{夏季・休日・雨の日数} \times D_n \times \alpha_D \times \text{雨係数}$$

・・・省略・・・

年間利用者数 = a) ~ d) の各式の合計 + 年間イベント参加者数

(参考) 利用場所と利用形態

利用場所と利用形態		具体的活動
利用場所	利用形態	
高水敷	スポーツ	ランニング、軽い運動、スポーツ、スポーツの観戦、サイクリング、モトクロスなど
	散策・その他	上記以外の利用
水面	水上スポーツ	ウィンドサーフィン、カヌー、ヨット、ジェットスキー、水上スキー、レガッタ、ボートなど
	水泳・その他	水泳、遊覧船、上記以外の利用（釣りは除く）
	釣り	釣り
水際	釣り	釣り
	水遊び・その他	釣り以外の利用
堤防	散策・その他	すべての利用



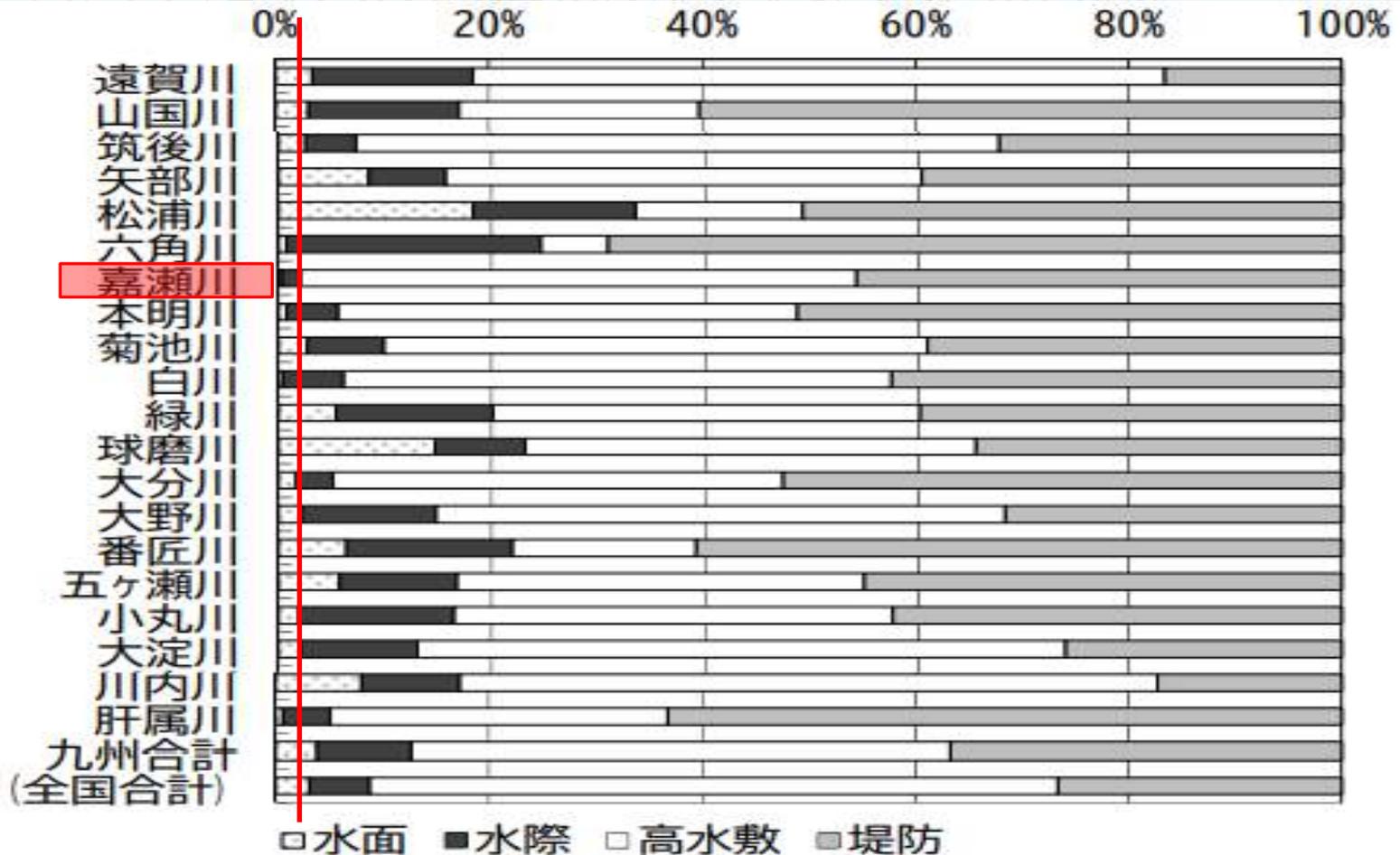
- ・水際と高水敷は低水護岸部を目安として判断する。
- ・水面と水際は利用者の装備(服装、ボート等)を目安に判断する。



利用率

- ・ 嘉瀬川の水面・水際の利用は、わずか2%
- ・ 松浦川は35%、六角川でも25%

* 河川水辺の国勢調査結果より(九州:直轄河川)

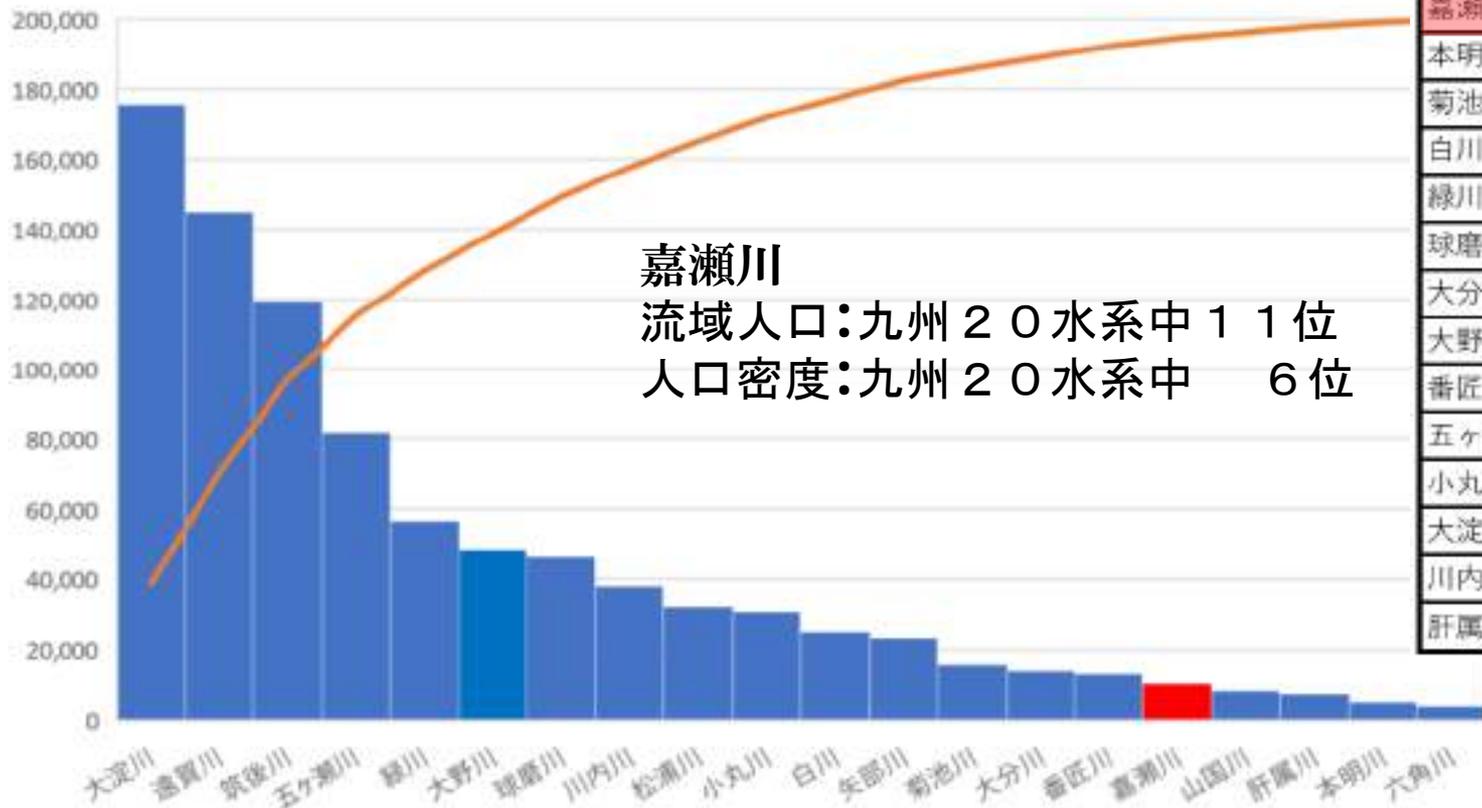


図Ⅲ-3.利用場所別グラフ(平成26年度)

河川水辺の国勢調査結果(H26)

一河川利用編、九州管内一

釣り利用者数



嘉瀬川

流域人口:九州20水系中11位

人口密度:九州20水系中6位

	釣り利用者
遠賀川	144,973
山国川	8,085
筑後川	119,506
矢部川	23,339
松浦川	32,513
六角川	3,958
嘉瀬川	10,556
本明川	5,104
菊池川	15,905
白川	24,947
緑川	56,773
球磨川	46,751
大分川	14,198
大野川	48,565
番匠川	13,235
五ヶ瀬川	81,957
小丸川	30,954
大淀川	175,740
川内川	38,077
肝属川	7,190

嘉瀬川は、近年ではバス釣りのメッカになりつつあるという

河川水辺の国勢調査結果(H26)

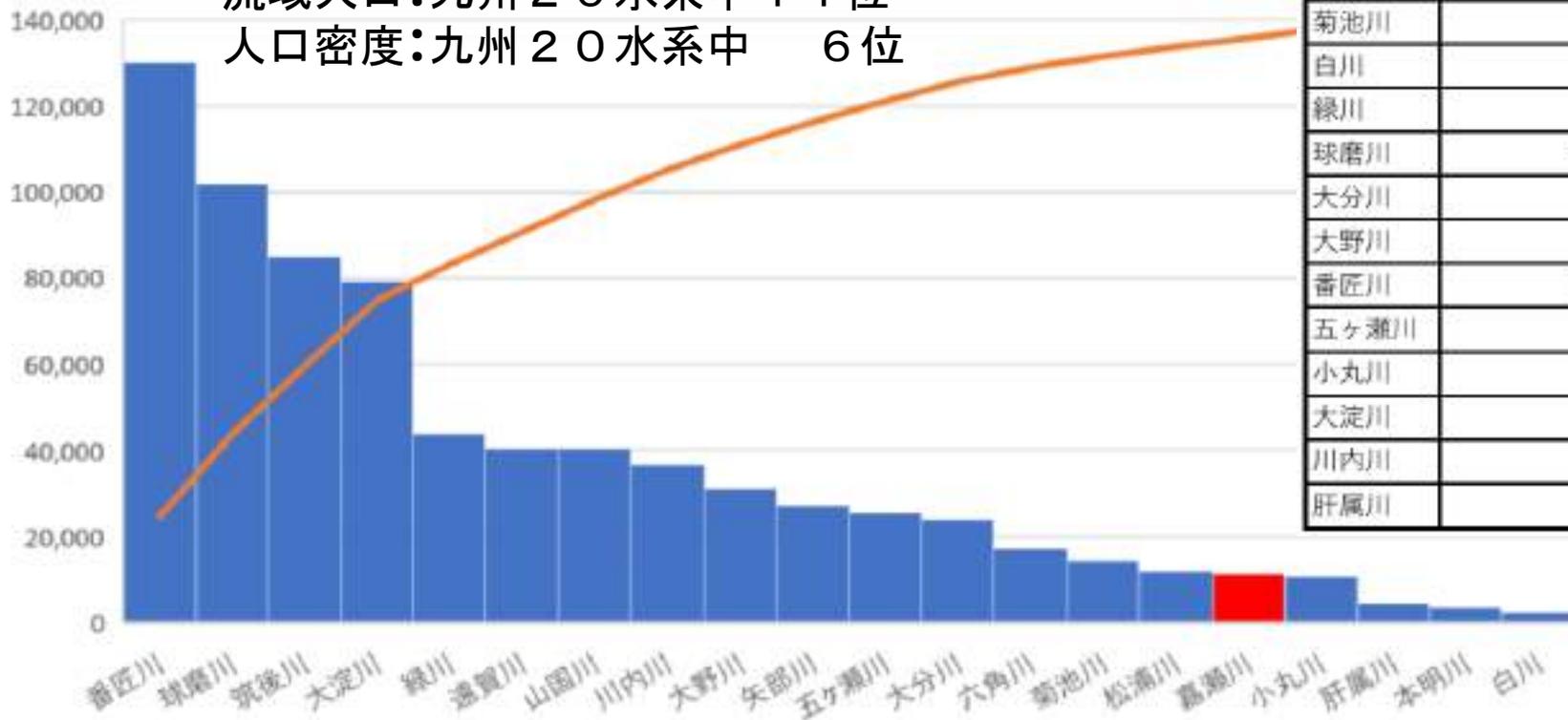
一河川利用編、九州管内一

水遊び利用者

嘉瀬川

流域人口：九州20水系中11位

人口密度：九州20水系中6位



	水遊び利用者
遠賀川	40,409
山国川	40,251
筑後川	85,089
矢部川	27,329
松浦川	11,897
六角川	17,031
嘉瀬川	11,240
本明川	3,574
菊池川	14,255
白川	2,589
緑川	43,985
球磨川	102,043
大分川	24,047
大野川	31,060
番匠川	130,323
五ヶ瀬川	25,465
小丸川	10,854
大淀川	79,240
川内川	36,503
肝属川	4,552

河川水辺の国勢調査結果 (H26)

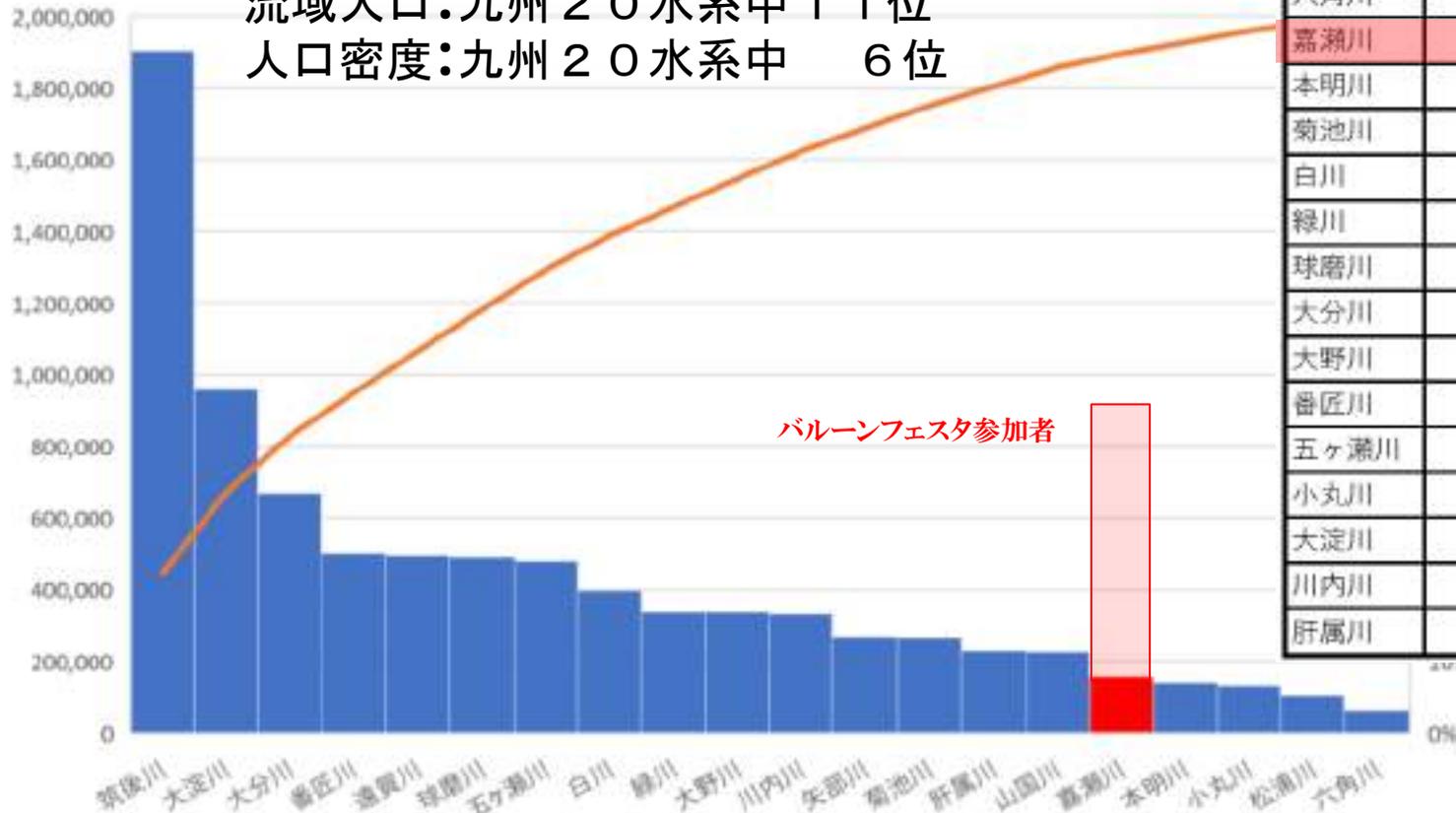
一河川利用編、九州管内一

散歩利用者

嘉瀬川

流域人口：九州 20 水系中 11 位

人口密度：九州 20 水系中 6 位



散歩等利用者	
遠賀川	495,969
山国川	226,586
筑後川	1,903,493
矢部川	266,397
松浦川	103,222
六角川	64,097
嘉瀬川	157,948
本明川	142,410
菊池川	263,811
白川	396,511
緑川	338,025
球磨川	489,987
大分川	669,831
大野川	336,936
番匠川	503,726
五ヶ瀬川	479,309
小丸川	134,060
大淀川	959,124
川内川	331,988
肝属川	229,022

嘉瀬川は、バルーン大会参加者を除いた利用者数(想定)

河川水辺の国勢調査結果(H26)

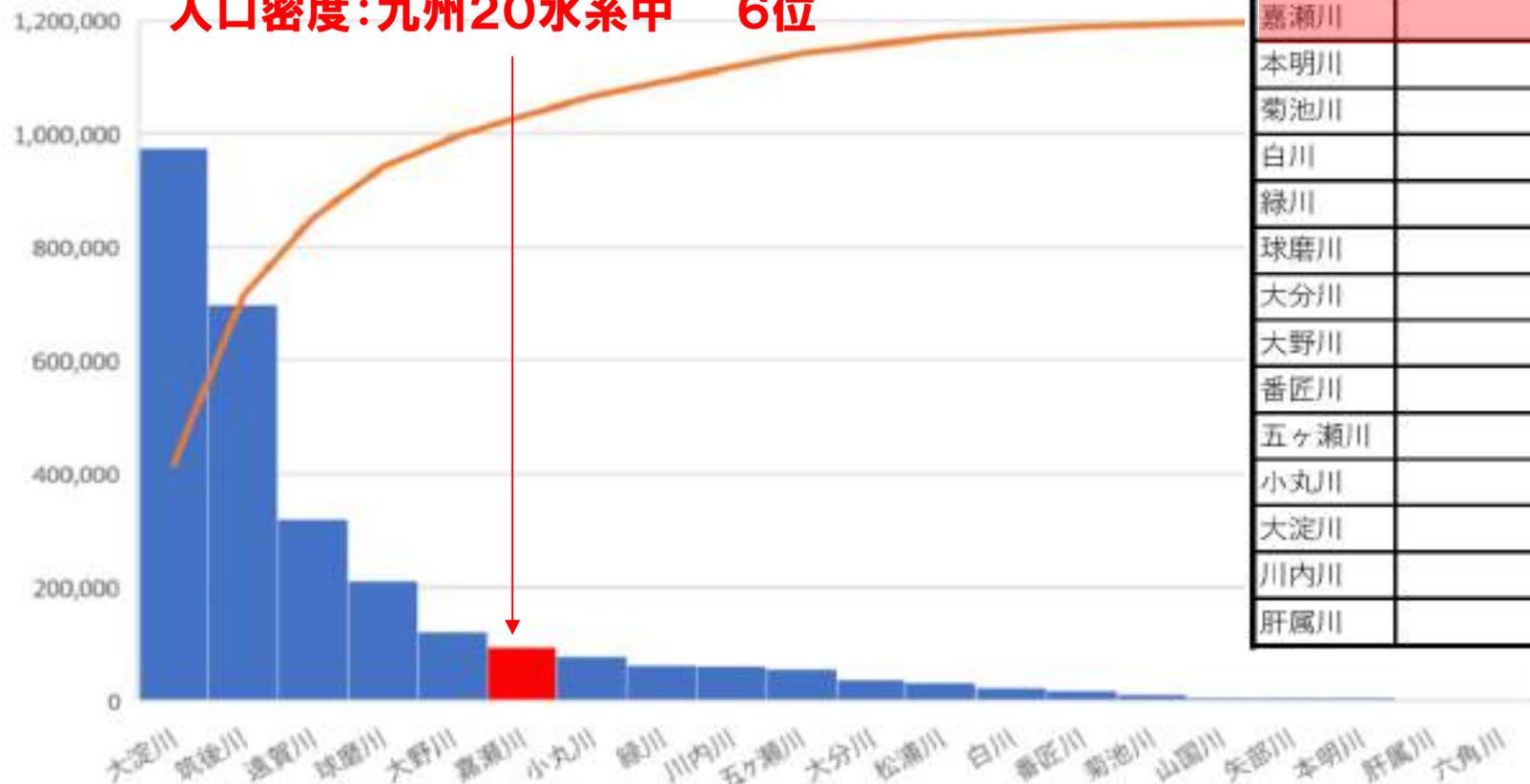
一河川利用編、九州管内一

スポーツ利用者

嘉瀬川

流域人口：九州20水系中11位

人口密度：九州20水系中 6位



	スポーツ利用者
遠賀川	319,118
山国川	5,367
筑後川	699,193
矢部川	5,232
松浦川	30,926
六角川	68
嘉瀬川	91,769
本明川	4,868
菊池川	11,251
白川	23,482
緑川	61,565
球磨川	210,540
大分川	36,372
大野川	120,866
番匠川	17,128
五ヶ瀬川	55,612
小丸川	77,579
大淀川	975,337
川内川	61,077
肝属川	1,502

96. 嘉瀬川（かせがわ）

嘉瀬川における各調査日の利用者数をみると、春季4月29日（昭和の日）に1,840人が河川利用しており、最も多かった。この日の利用形態は、「高水敷」の施設的使用（グラウンド等）での「スポーツ」が大部分を占めていた。次いで、利用者数が多い春季5月5日（こどもの日）の利用形態は、「散策等」が多かった。

東山田地区の環境整備（グラウンド等）により、「スポーツ」の利用者数が増加しており、特に春季4月29日（昭和の日）はその効果が顕著に見られた。

平成26年度の嘉瀬川における年間河川空間利用者総数（推計）は約106万人であり、沿川市区町村人口（約28.2万人）からみた年間平均利用回数は約3.8回/人であった。

平成21年度と比較して、年間河川空間利用者総数（推計）は約78.8万人の増加となった。この主な要因は、秋季に嘉瀬川高水敷で開催される“佐賀インターナショナルバルーンフェスタ”の来訪者数の加算の有無である。

利用形態別では、「散策等」が89%と最も多く、次いで「スポーツ」の9%、「水遊び」1%、「釣り」1%であった。利用形態別では、「高水敷」が52%と最も多く、次いで「堤防」の46%、「水際」2%、「水面」0%であった。

利用状況の割合を平成21年度と比較すると、利用形態では「散策等」が増加し、「釣り」、「スポーツ」が減少した。利用場所では「堤防」で増加し、「水際」、「高水敷」で減少した。

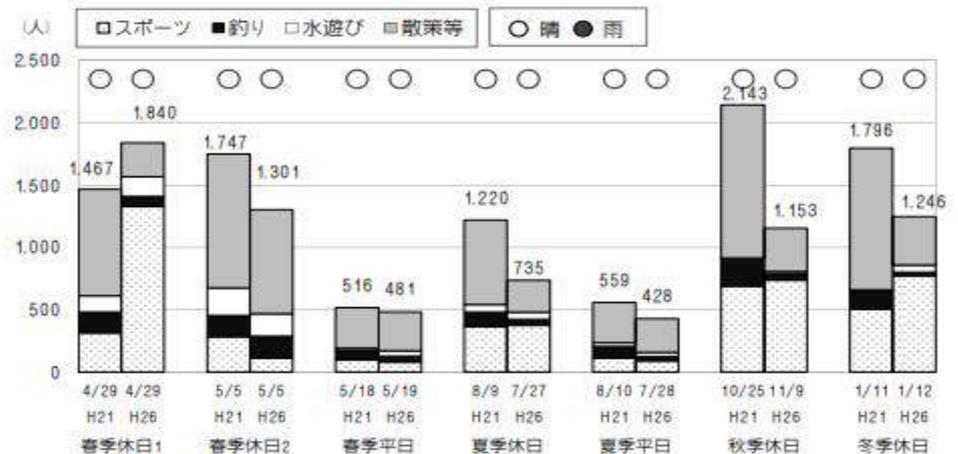


図 III.96 各調査日の利用者数

P9「散歩利用者」は、78.8万人を差し引いた人数で表現している

2.年間の河川利用者数一覧表(平成26年度)

	水系名	沿川市区 町村人口	調査対象河川 区域面積 (ha)	直轄管理 区間延長 (km)	利用形態別利用者数			
					スポーツ	釣 り	水遊び	散策等
九 州 地 方	90 遠賀川	590,137	2,312	133.8	319,118	144,973	40,409	495,969
	91 山国川	243,000	371	29.0	5,367	8,085	40,251	226,586
	92 筑後川	1,009,997	52,774	198.8	699,193	119,506	85,089	1,903,493
	93 矢部川	225,371	537	23.2	5,232	23,339	27,329	266,397
	94 松浦川	234,765	710	60.5	30,926	32,513	11,894	103,222
	95 六角川	203,731	532	56.9	68	3,958	17,031	64,097
	96 嘉瀬川	281,869	580	18.7	91,769	10,556	11,240	945,948
	97 本明川	138,460	164	18.3	4,868	5,104	3,574	142,410
	98 菊池川	210,085	14,743	79.1	11,251	15,905	14,255	263,811
	99 白 川	589,220	384	17.3	23,482	24,947	2,589	396,511
	100 緑 川	814,880	1,159	55.2	61,565	56,773	43,985	338,025
	101 球磨川	268,710	2,046	100.3	210,540	46,751	102,043	489,987
	102 大分川	478,500	565	26.8	36,372	14,198	24,047	669,831
	103 大野川	478,500	1,135	32.3	120,866	48,565	31,060	336,936
	104 番匠川	58,288	620	33.8	17,128	13,235	130,323	503,726
	105 五ヶ瀬川	118,000	793	28.5	55,612	81,957	25,465	479,309
	106 小丸川	26,726	372	12.7	77,579	30,954	10,854	134,060
	107 大淀川	596,104	2,290	86.1	975,337	175,740	79,240	959,124
	108 川内川	179,148	2,300	113.2	61,077	38,077	36,503	331,988
109 肝属川	126,613	535	51.1	1,502	7,190	4,552	229,022	
	九州合計	6,872,104	84,921	1,175.6	2,808,851	902,326	741,733	9,280,452

嘉瀬川の魅力

嘉瀬川利活用委員会WSより

嘉瀬川が持つ固有の魅力

- バルーンフェスタ等の全国規模のイベント
- 石井樋等の歴史的な施設

嘉瀬川の川の魅力

- 生物が多く生息する自然豊かな川
- 良い風景をはじめ、自然を感じれる場所
- 水質の良い川
- 上流から下流まで、まとまっている（コンパクトな川）

二つの相反する意見

川がきれい VS ゴミが多く汚い
良好な水質

佐賀での知名度はある VS 県外での知名度が低い

生物の種類が多い VS 外来種がいる
バス釣りのメッカ

イベントがある VS 車が渋滞する

嘉瀬川に求められることに関する意見（全体）

- * 生物が多く生息する嘉瀬川ではあるが、川遊び等**自然と触れる場所が少ない**。あるいは、**施設(トイレ、自販機、木陰、街灯 等)が不足している**。**自販機や水分補給が出来る場所を作るべき**
- * 折角きれいな川があるのに遊べる場所が少なくもったいない。
- * 石井樋公園は自然を感じれる場所で景観も良く多種多様な生物を見ることが出来るのに**寛げる場所が少ない**。
- * 水辺に近寄りやすい、もっと水辺に近づける場所がほしい
- * デートスポット、バーベキュー等の場所がない、あるいは、そのような利用をする拠点がない。
- * バルーンフェスタ等の全国規模のイベントはあるものの、嘉瀬川自体の知名度が低い。歴史的な施設もあり、もっと**情報発信が必要**である。もっと色々な人に知ってもらって多くの人に利用してもらいたい
- * さらに嘉瀬川の魅力を高めるために、「二千年ハスの移植」等の話題性のある活動が望まれる。

嘉瀬川に望むこと、改善点（全体）

人々が集まる 知ってもらう

- 幅広い年齢層にもっと親しんで頂く為水辺で遊べる仕掛けをつくる。
- 子供を中心とした遊べる仕掛けを多様に行う
- 夏の一時期を決めて、川の開放子供が水辺で遊べる場所の提供
- 認知度を上げる、人々の集いの場をつくる
- 水生生物（嘉瀬川本来の）を十分に理解し訪れ人々に幅広く認知してもらう

季節感をつくる

- 季節の移り変わりを見て取れるような整備事業を行う
- オートキャンプ場等、季節に限りなく人が集まれる場所の提供
- 季節感を感じる植物を植える
- 二千年ハスを植える

施設を整える

- 施設の設置（トイレ、自販機、宿泊所、川遊びができる場所、木陰、カヤックができる場所、パーベキューができる場所、自転車道路、街灯、冷水器、デートスポット、遊泳禁止の看板、防犯カメラの設置、意見回収箱 等）
- 護岸付近にくつろげる場所を設置

嘉瀬川に期待していること

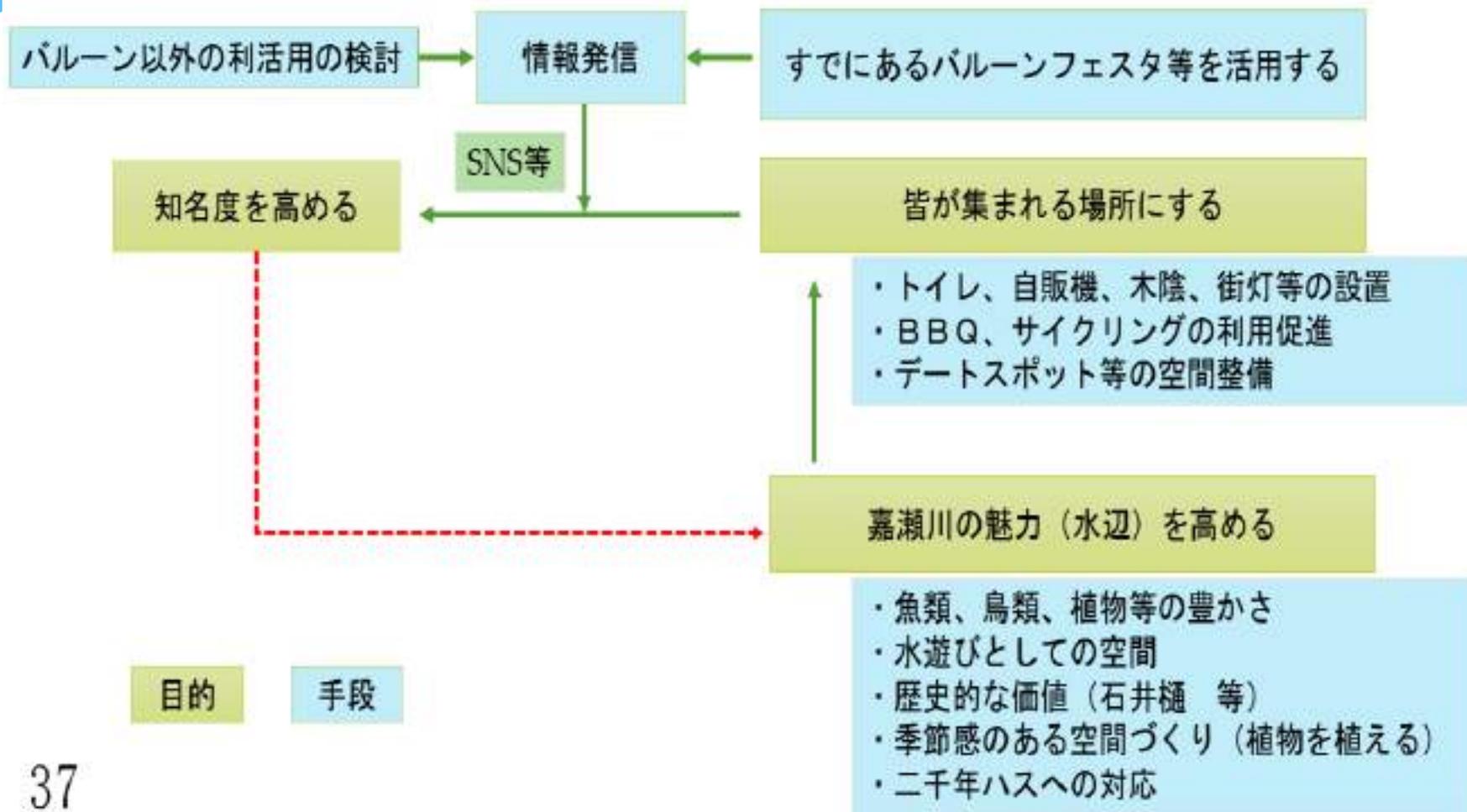
情報発信：知名度の高い川にしたい

多様な活動：川遊び、BBQ、サイクリング、歴史学習

必要な設備の設置：トイレ、自販機・冷水器、木陰、自転車道、沈下橋

安心・安全：堤防補強、橋梁手すり設置等で安全な川にしてほしい

魅力を高め⇒集まれる場所に⇒知名度を高める



今日の話の流れ

嘉瀬川における河川利用の状況

河川利活用(河川環境)の歴史変遷

河川利用のための基本事項

新しい河川利用の流れ、実例

河川利用の課題と将来

「河川利活用」に対する考え方の変遷

- * 従来の治水一辺倒であった「川は洪水を流す水路」という考えを転換し、河川の持つ特有の環境との調和を原則とする考えに至った(1997年の河川法の改正)
- * 利活用を含む「河川環境管理基本計画」等の策定
- * 河川法改正後(1997年)、「多自然型川づくり」等の施策により、川は、豊かな自然環境を取り戻しつつある。
- * 川は誰のもの？川をもっと利用したい、川に近づきたい！「かわまちづくり」等の河川利用の新しい動き
- * これからの河川利活用の方向性について

今日お話しするポイント 1

治水中心



環境が加わる
【親水】



生き物への対処
【多自然川づくり】



川の魅力
【利活用】



川の魅力
【民間参入】



川の利活用の未来



河川環境整備事業など(1970年代以降)

- ・治水優先で、環境はおまけ的
- ・川の断面は、固めたまま
- ・川への関心は高まった



多自然川づくりなど(1997年以降)

- ・環境を織り込んだ整備が進められる
- ・川が憩いの空間となる
- ・街との結びつきは強くない



災害の頻発化、大災害等で、自助・共助・公助がい言われたして

「かわまち」など(2011年以降)

- ・日常的な生活の場
- ・活力ある街づくり・地域づくりの一環
(道の駅、区画整理などとの一体化)
- ・民間参入が可能。PFI事業事例も

河川法の改正

—いろいろな事業を行う根拠の変化—

- * 「治水」事業の目的で生まれた河川法（1896年制定）は、1964年に「利水」事業が加わり、1990年に、「多自然型かわづくり」が始まり、1997年に河川法が改正され「**環境事業**」の**内部目的化**が行われた。



- * 内部目的化とは：1997年以前の「河川環境整備事業」等の環境事業は、主たる「治水」「利水」事業の、あくまでも、付属的な事業であった。
- * 例えば、治水事業として必要な河川断面を前提として、河川公園を整備する等

日本の河川をめぐる環境問題における中心的課題の変遷

環境=公害 の時代

1960年代: 水質汚濁

公害問題



1970年代: 親水活動

水がきれいになってきた
水辺に近寄りたい

物 から 心 の時代



1980年代: 空間計画

都市を流れる川に
広場空間への要求

河川法の改正(1997)

1990年代: 生態環境

人間中心から、
生き物との共生へ

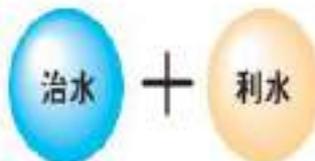
持続可能な発展(sustainable development)
生物多様性条約

川の3つの機能(利水、治水、環境)

M.29 1896



S.39 1964



H.9 1997

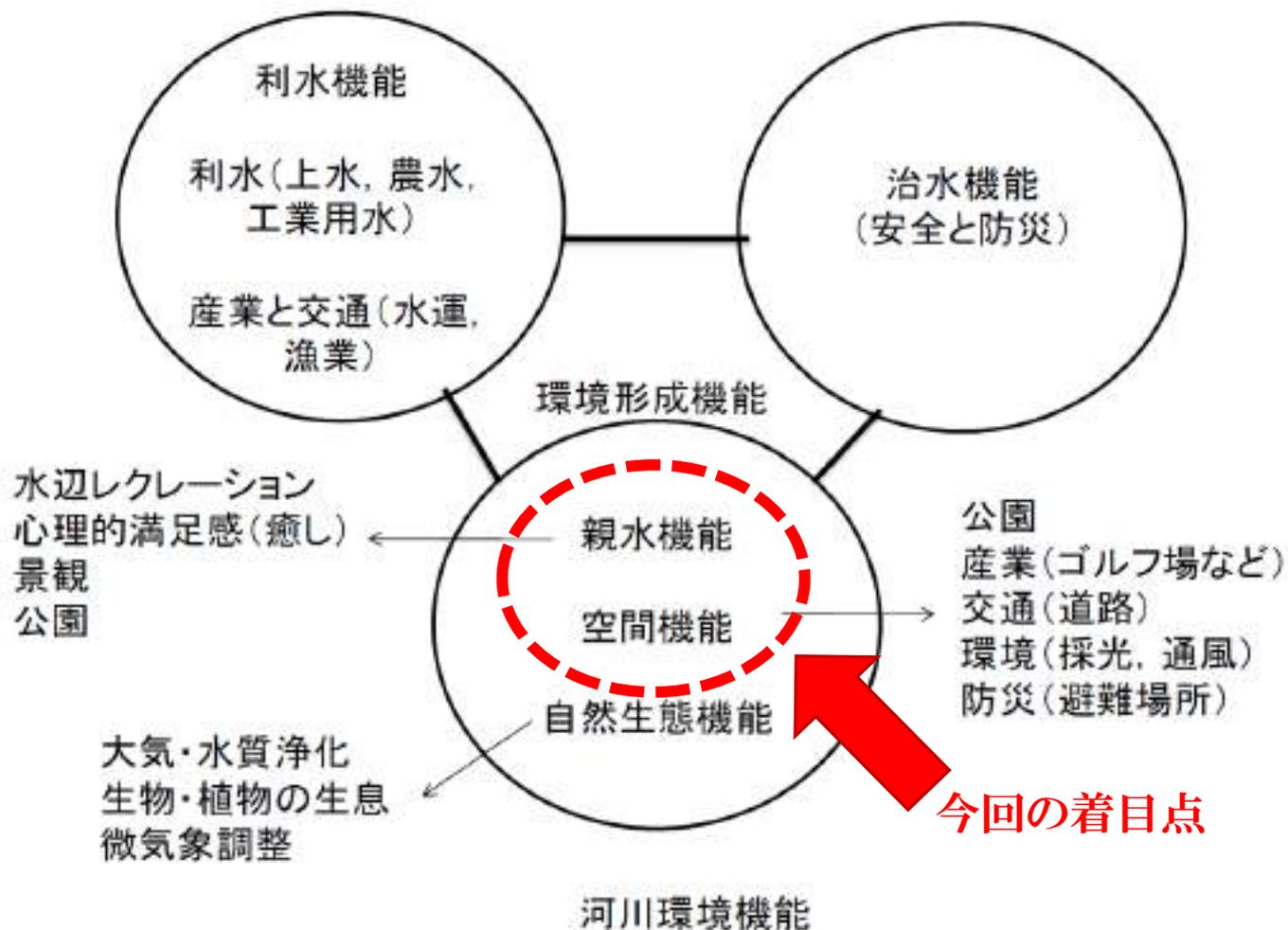


表1 河川法と河辺のまちづくりの変遷

		法制度の内容・変更点	河川敷地の占有活用	河辺とまちづくり	活用の変化
治水	旧河川法	1896年 旧河川法の制定 「治水」重視・区間主義管理		※治水重視	舟運
		1911年 工業化により、水利問題が発生		※水利問題 ※高度経済成長	
治水・利水	新河川法	1964年 新河川法の制定 一般河川、二級河川、準用河川に区別 「利水」の追加		1964年 利水の追加 ※公害問題	親水
		1965年 改正 準用河川の拡大	河川敷地占有許可準則の制定 公的主体が公共性・公益性のある施設に限る (公園、緑地、運動場)	1973年 古川親水公園	
		1987年 改正 市町村施行制度の創設 まちづくりに即した河川整備を可能に		1985年 松江宣言	
		1991年 改正 高規格堤防特別区域制度の創設			
		1994年 改正 許可の拡大 大人数が利用、国民に等しく開かれている			
		1996年 改正 ふるさとの川整備事業 目的に「河川環境の整備と保全」追加 人と環境の関係重視			
		1999年 改正 地方分権の推進	市町村による利用 社会実験の開始	2000年 広島社会実験	
		2004年 特例措置 社会実験の正式許可			
		2009年 改正 かわまちづくり支援制度の創設		2009年 かわまちづくり支援制度	
		2011年 改正 河川協力団体制度の創設など	特例措置の一般化 社会実験の一般化 占有主体として民間事業者も許可		
2013年 改正 かわまちづくり支援制度の改正 ↳ 推進主体として民間事業者を可能	占有期間が3年から10年に延長	2014年 ミズベリング ※新たな潮流			

河川環境整備事業により、人々の関心が向き始めた が……



景観の改善

- 川沿いの桜並木
- 石積護岸等の修景護岸の採用

親水機能の導入

- 水辺の散策デッキ
- 階段護岸



などの街に潤いを与える整備や、河川の高水敷きを活用した「広場」「テニスコート」「公園緑地」の整備が全国各地で行われた。

しかし、どこかしこも広い河川敷地は、グラウンド化してしまい、自然豊かな風景のいい河川空間は公園化(人工化)していった。



そこで生まれたのが、河川環境管理基本計画！

ゾーン5

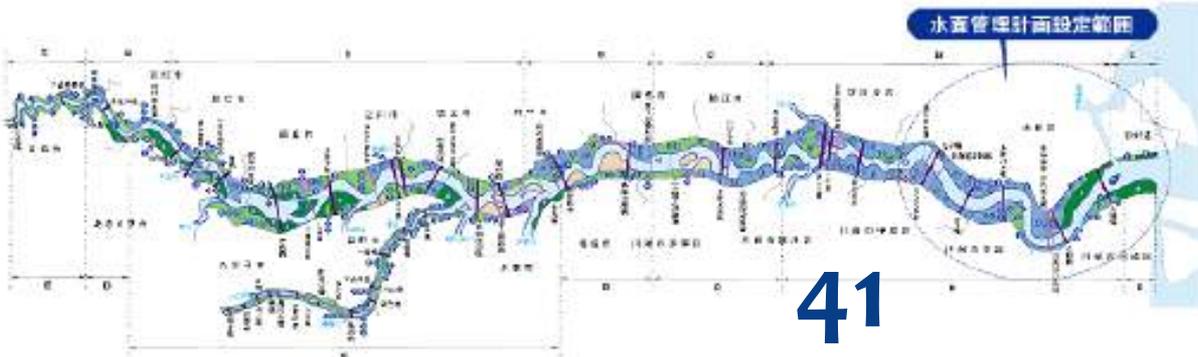
- A. 人工整備ゾーン … 運動施設、遊戯施設など、人工的施設を積極的に整備するエリア。
- B. 施設利用ゾーン … 人工的施設を中心に、文教施設などの利用も可能なエリア。
- C. 整備・自然ゾーン … 人工的利用と自然的利用が相半ばしているエリア。
- D. 自然利用ゾーン … 自然的施設を中心に整備、人工的施設も若干備えたエリア。
- E. 自然保全ゾーン … 自然生態系を保全するため、人工的施設は原則的に設置しないエリア。

8つの機能空間

- ① 遊戯空間
- ② 地先施設レクリエーション空間
- ③ 広場施設レクリエーション空間
- ④ 運動・健康管理空間
- ⑤ 自然レクリエーション空間
- ⑥ 文教空間
- ⑦ 情報空間
- ⑧ 生態保持空間

<対象区間> ■多摩川本川から万年橋までの区間 ■浅川の本川合流点から南浅川合流点までの区間
 (*湯殿川合流点から南浅川合流点までの間は、ゾーン設定のみで機能空間区分は行っていません)

■ 空間管理計画図



河川の空間を、

- 人が利用する空間
- 自然を残す空間

等にゾーニングし、河川全体の環境を考慮し、管理する方向に転換することになった。

また、各河川の特徴・個性を重視し、各河川別にテーマを設けることとなった。

九州の河川環境管理基本計画は、.....

表-3 河川環境管理基本計画策定状況

九州地方建設局

水系名	策定年月	基本テーマ
筑後川	昭和52年8月	筑後川を幹とした文化と活力あるふるさとづくりをめざして
遠賀川	平成元年3月	あすの遠賀川をめざして、笑顔あふれる水辺空間の創造
嘉瀬川	〃	水辺への集い ふるさとの川 嘉瀬川を心のうるおいの場に
五ヶ瀬川	〃	鮎おどり 神話いきづく 川づくり
小丸川	〃	美しき自然と歴史を活かした 豊かなふるさと小丸川
川内川	〃	ゆたかな自然と歴史に人が集う 躍動の水辺、川内川に夢を求めて
球磨川	〃	アユ躍り 緑豊かな急流球磨川
緑川	〃	地域に根ざした緑川と人とのつながりを求めて
六角川	〃	のぼる瀬六角川に 人と水と土との 出合いを求めて
松浦川	〃	緑豊かな陶器の里 夢いざなう 松浦川

このように、1980年代になって、「**河川環境**」への対応がなされるようになった。「**河川環境管理計画**」「**河川環境整備事業**」等で河川の環境が注目されるようになったが、……

当時の河川環境への利活用対応は、空間があるということに価値を見出しての対応が中心であった。つまり、人が求める機能に対して、その場所を提供する空間としての河川の位置づけであった。

「**嘉瀬川水系河川整備方針**」

河川利用に関する基本方針の記述がある

嘉瀬川水系河川整備方針

嘉瀬川水系河川整備基本方針

平成18年11月

国土交通省河川局

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

ウ 河川環境の整備と保全

本文抜粋

人と河川との豊かなふれあいの確保については、流域の歴史・風土・文化を形成してきた嘉瀬川の恵みを活かしつつ、川づくりを通じて上下流の交流を促進する。上流部ではキャンプや釣りに利用されている水辺空間や溪流の保全、中・下流部では歴史、文化とふれあえる空間や環境学習の場の整備・保全を図るとともに都市近郊における貴重なレクリエーション空間である河川敷の保全や堰の湛水面を利用したレクリエーション活動の支援を図る。

また、貴重な文化遺産である石井樋の保全・再生・活用を通じて、土木史上重要な河川技術を未来に継承するとともに、佐賀平野の治水、利水の歴史を学び、嘉瀬川の自然豊かな水辺環境とふれあえる地域の交流拠点の創出を図る。

嘉瀬川水系河川整備計画

嘉瀬川水系河川整備計画

—大臣管理区間—

平成19年10月

国土交通省九州地方整備局

4. 河川整備の実施に関する事項

4.1 河川整備の実施に関する考え方

4.1.3 河川環境の整備と保全及び河川利用の場の整備

本文抜粋

河川空間の適正な利用については、流域内における人々の生活の基盤や歴史、風土を形成してきた嘉瀬川の恵みを活かしつつ、河川空間を利用した自然体験や環境学習、水面・高水敷利用などの整備・保全に努めていきます。また、川と人のふれあい、自然観察や学校教育の場など多面的な利用が期待される石井樋等の拠点整備において、地域住民などと連携し、安全に配慮した川づくりを進めていきます。すでに地域住民に利用されている河川敷公園や水辺の楽校、水遊び場等として利用されている湛水域など、川や自然とふれあえる河川空間の維持、保全を図っていきます。

嘉瀬川には豊かな自然、多くの歴史的遺構があり、これらを河川の有する連続性を活かし繋ぐことにより、河川を中心としたネットワーク整備を行っていきます。

もう一つの動きが！

- * 多自然川づくり等で、復活した川の自然環境。
- * その豊かな川の自然に、もっと川に近づこう！
 - 清廉な水の流れ、
 - 多様な生物の生息、
 - 川らしい風景・・・
- * 川の魅力を活かした、人間社会と川の融合！

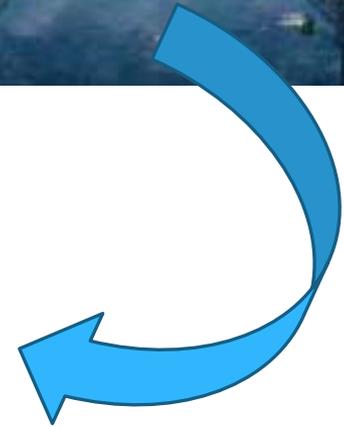
川とは……

— 根本から改めて考えてみる —



- * 「川」は、道路や下水管路のような人工物ではない自然物
- * 人工物には、その構築物を作る目的があるが、自然物には、人為的な目的に沿って造られたものではない
- * かつては、河川を「安全に降った雨を流す人工工作物（水路）：治水目的」として考えていた
- * 近年、川の機能が見直され、河川特有の環境の大切さ、貴重さが認識され始めた
- * 風景としての河川景観、自然体験・憩いの場としての河川空間
- * 河川の生む経済効果に着目した新たな河川利用

「多自然川づくり」への転換



当時は、「どちらが整備前で整備後かわからない」と、言われた！！

草刈りの手間が増えて困る！とも、よく言われた！！

さらに、「かわまちづくり」への転換

今日の話のポイントです。
後ほど詳しく説明します



かわまちづくりで実現できる風景

今日の話の流れ

嘉瀬川における河川利用の状況

河川利活用(河川環境)の歴史変遷

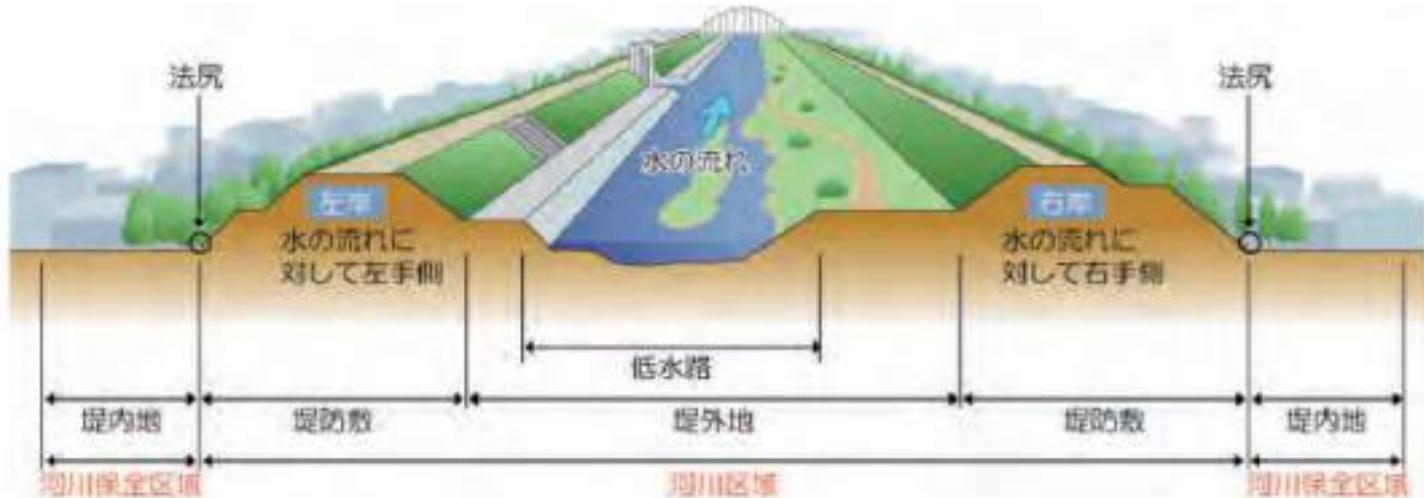
河川利用のための基本事項

新しい河川利用の流れ、実例

河川利用の課題と将来

河川区域、自由使用・許可使用

河川の区域



公物の使用関係

一般使用(自由使用)

公物が一般公衆の自由な使用に供える
何人も許可その他の行為を持たずに自由に使用

特別使用

許可使用

一定の公物の自由使用を一般的に禁止し、
特定の物についてその「禁止を解除してこれを行うことを許可」
● 河川法第26条: 工作物の新築等の許可

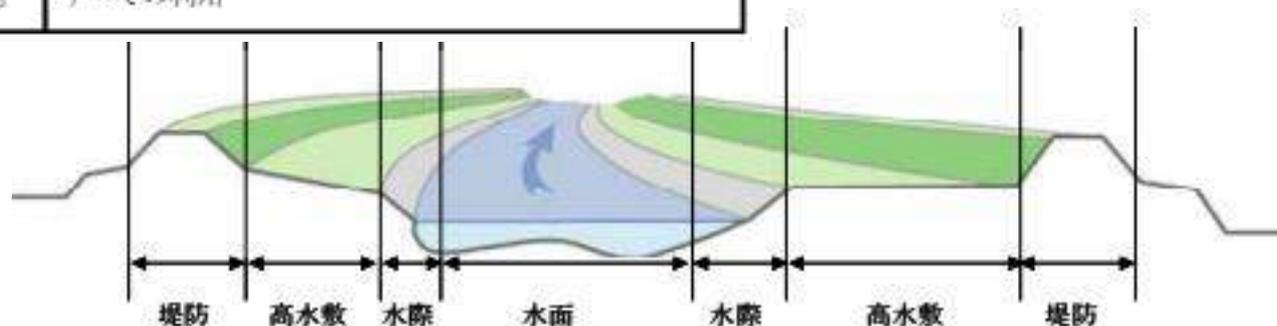
特許使用

特定の者に対して特別の排他的・独占的に使用する権利を設定
● 河川法第23条: 流水の占有の許可
第24条: 土地の占有の許可

土石(砂利)の採取

利用場所と利用形態

利用場所と利用形態		具体的活動
利用場所	利用形態	
高水敷	スポーツ	ランニング、軽い運動、スポーツ、スポーツの観戦、サイクリング、モトクロスなど
	散策・その他	上記以外の利用
水面	水上スポーツ	ウィンドサーフィン、カヌー、ヨット、ジェットスキー、水上スキー、レガッタ、ボートなど
	水泳・その他	水泳、遊覧船、上記以外の利用（釣りは除く）
	釣り	釣り
水際	釣り	釣り
	水遊び・その他	釣り以外の利用
堤防	散策・その他	すべての利用



- ・水際と高水敷は低水護岸部を目安として判断する。
- ・水面と水際は利用者の装備(服装、ボート等)を目安に判断する。

河川利用の種類

表-3 水国報告書データから読み取った利用形態と文化的サービスの対応

文化的サービス (CES)		水国報告書データから読み取った利用形態
分類	例	
Cultural diversity, Cultural Heritage 生業・生活・社会活動 (及び活動を通じて形成された文化的景観)	漁労, 農耕, 舟運, 生活用水, 食料調達, 水防活動, 河川清掃, 地域コミュニティ活動	農作業, 野菜洗い, やな, <u>産卵床・魚道改善</u> , 山菜採り, 養蜂, カモ撃ち, <u>朝市・マーケット</u> , <u>いもたき</u> , <u>どんと焼き</u> , 救命救急訓練 (ボート), 防災訓練 (高水敷), 通行・通学, 草刈り・清掃
Spiritual and religious values 精神的・宗教的価値	信仰, 伝統行事・祭り, 癒しや精神的な落ち着きを求める	<u>灯籠流し</u> , <u>伝統的な祭り (ぼんでん, 盆踊り, 水郷祭, 流籠馬, 大名行列など)</u> , お遍路さん, 休憩
Educational values 教育的価値	環境教育, 自然観察会, 学校行事や遠足	<u>遠足</u> , <u>体験学習</u> , <u>その他学校行事</u>
Inspiration 文化的・芸術的表現へのインスピレーション	写真撮影, 描画, 彫刻, 音楽, 舞踊等の創作活動	楽器演奏, <u>音楽鑑賞</u> , 写真撮影, <u>写生会</u>
Aesthetic values 審美的価値	景勝地, 景観の良い場所	花見・ <u>観桜会</u> , <u>観月会</u> , 風景鑑賞
Recreation and tourism レクリエーション・観光	散歩	散策 ^{※1} , 犬の散歩
	遊び	水遊び, ボール遊び, バドミントン, キックボード・スケートボード, ローラースキー・インラインスケート, 公園遊具で遊ぶ, 自転車練習, ソリ遊び, 草スキー, 凧あげ, ラジコン
	水上スポーツ	水泳, カヌー・カヤック, 水上バイク, 水上スキー・ジェットスキー, ボート, トライアスロン
	スポーツ	ウォーキング, <u>競歩</u> , ランニング, <u>マラソン</u> , サイクリング, モトクロス, <u>デュアスロン</u> , ハイキング, 車いすスポーツ, 軽い運動 (体操等), ゴルフ・グラウンドゴルフ・マレットゴルフ, 野球, ソフトボール, サッカー, ラグビー, ゲートボール, テニス, スキー, 陸上競技, スポーツ観戦
	動植物とのふれあい	釣り, 虫捕り, 野草取り
レジャー	キャンプ, パーベキュー, ピクニック, 遊覧船, 鶴飼い, 自動車教習	
イベント	花火, 筏流し, その他高水敷でのイベント (電気自動車レース, 狼大競技会, 熱気球大会, 食育祭など)	

※1: 下線を引いた利用形態は、はイベント調査のみから把握したもの

※2: 徒歩や自転車による散策のうち、下語はスポーツに分類した

トレーニングウェアを着用→ウォーキング, スポーツサイクルを漕ぐ→サイクリング

河川区域と河川利用形態

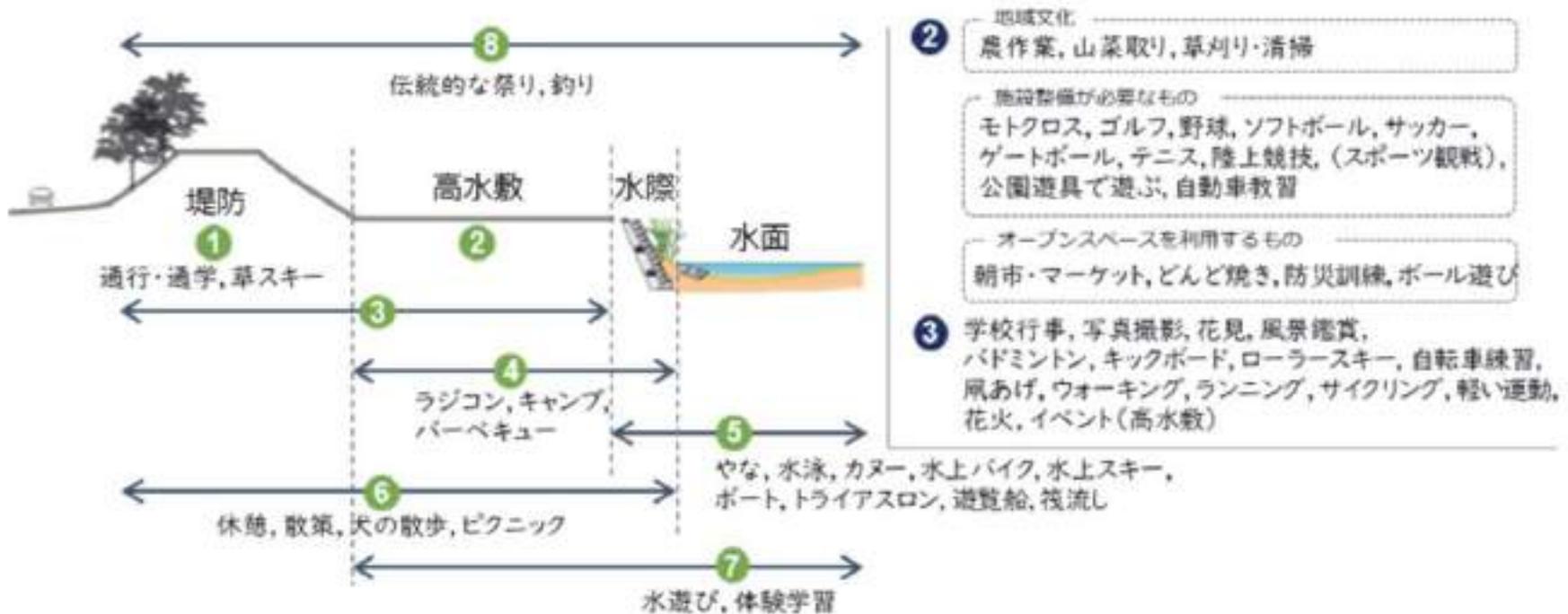


図-2 利用形態と利用場所の対応

水際

高水敷

まち

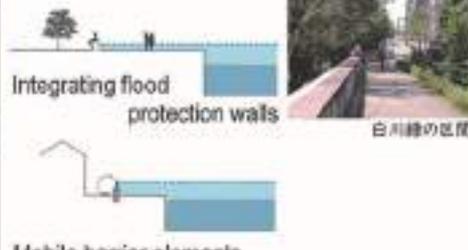
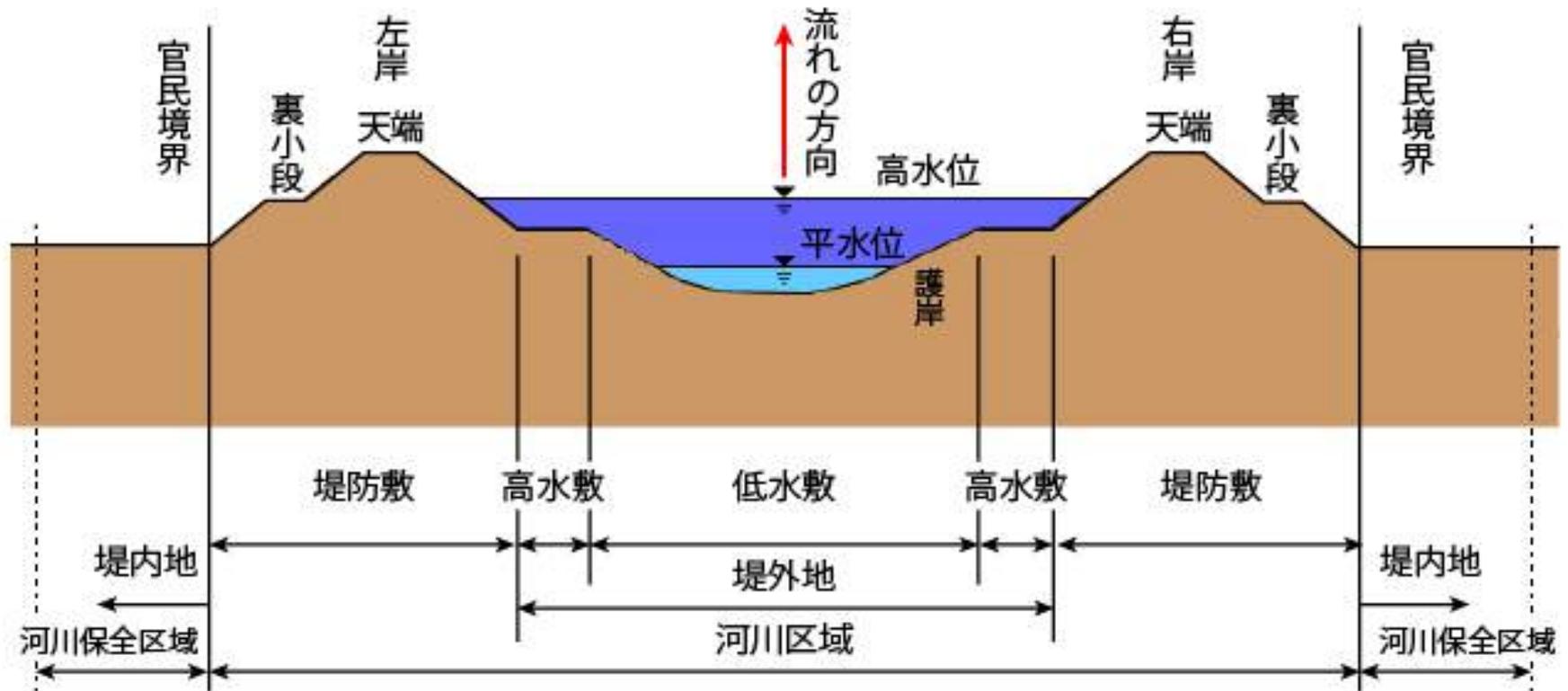
大分類	小分類		
<p>A</p> <p>高水敷なし、直立堤防 Embankment walls</p> <p>あるいは高水敷ありの水際処理</p>	<p>A-1 堤防に沿って空間を拡げる テラス、階段護岸など</p>  <p>Linear spatial expansion 鏡神川</p>	<p>A-2 水面に部分的に到達できる スロープ、階段など</p>  <p>Selective spatial expansion 上高瀬川</p>	<p>A-3 水位変動に順応する 浮き桟橋、浮島、係留船</p>  <p>Adapting 太田川</p>
<p>B</p> <p>高水敷 Flood Areas</p>	<p>B-1 砂州や内湾を利用する</p>  <p>Sand and gravel beaches 草目川</p>	<p>B-2 水没などを許容する 遊歩道、運動場、公園、農地、キャンプ場、自然観察場など</p>  <p>Tolerating 遠賀川直方の水辺</p>	<p>B-3 使えるスペースを拡げる 高水敷整成、引き堤、バイパス掘削など</p>  <p>Expanding the space 信濃川やすらぎ堤</p>
<p>C</p> <p>河岸・堤防上 Dikes and waterfront</p>	<p>C-1 河岸上・堤防上を活用</p>  <p>川床 高田川かわららす Dikes as path networks</p>	<p>C-2 パラペット</p>  <p>Integrating flood protection walls 白川緑の区間 Mobile barrier elements</p>	<p>C-3 スーパー堤防</p>  <p>盛土により背後地と一体的な空間を創出 Superdikes 橋南川</p>

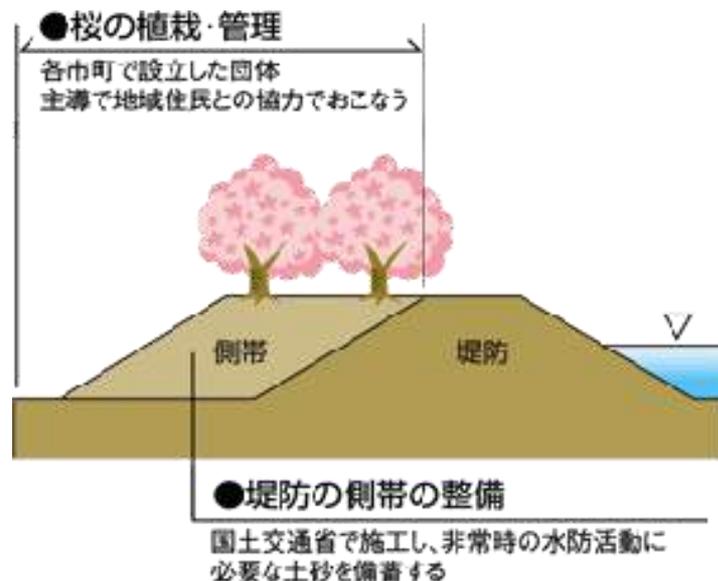
図-3 親水利用しやすい水辺空間デザインのパターン分類

河川区域は、水が流れる区域



堤防・天端

- * 「桜つつみモデル事業」は、河川の緑化を推進する必要がある区間について、**堤防の強化を図るとともに桜などを植樹して積極的に良好な水辺空間の形成を図ることを目的**としています。(昭和63年に始まる)
- * 堤防には根などが入り込まないようにする(堤防はしっかり守る)

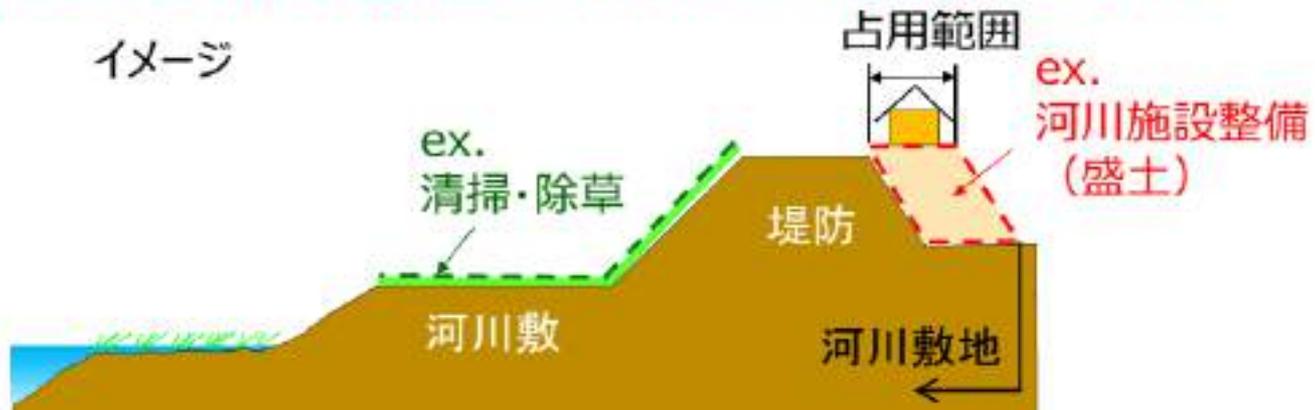


側帯整備について

河川空間の利用に関する規制緩和 - 通称 **RIVASITE** -

河川管理施設の整備又は占用区域外の清掃・除草が必要です。

イメージ



桜づつみ事業
拡大版か！

規制緩和のポイント

1 占用期間

これまでの占用期間は、最大10年。
占用期間満了後に、追加で最大10年の更新延長を保証します。
より長期の事業計画が立てられるようになります！

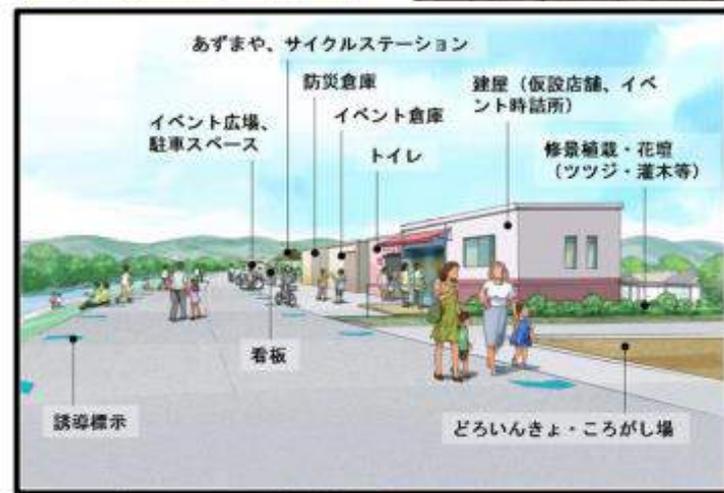
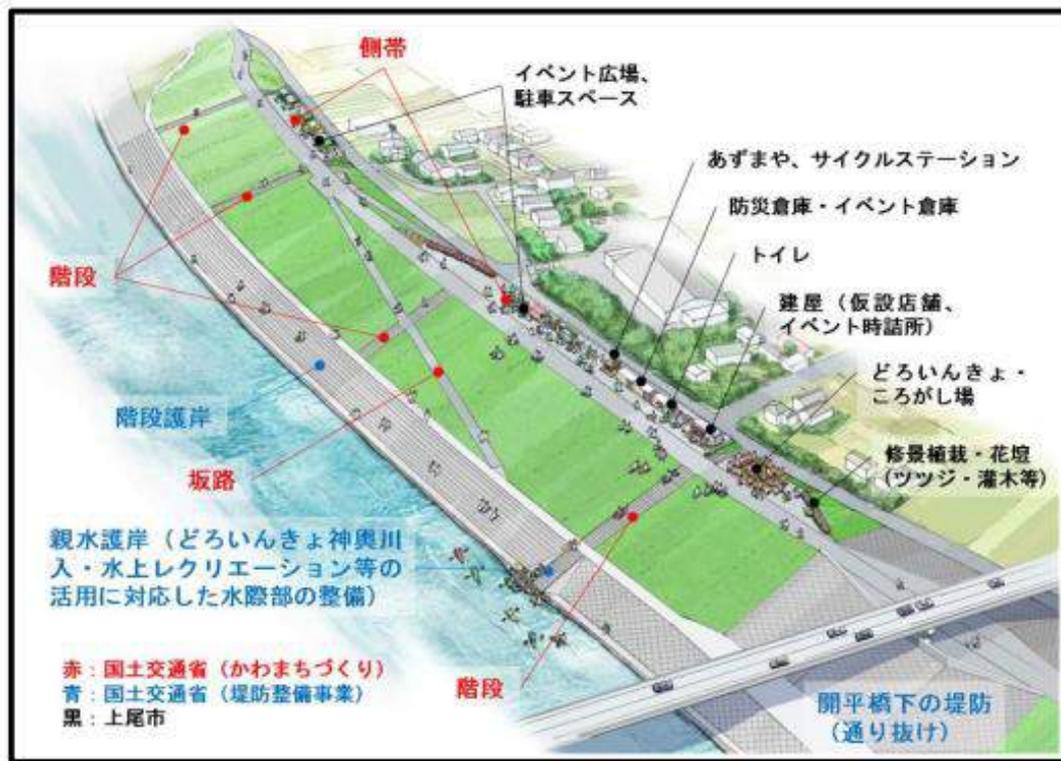
2 占用形式

これまで公的機関にしか認められていなかったエリア一体型の占用を
民間事業者もできるようになります。
河川敷地を、より柔軟に活用できるようになります！

3 他の民間事業者との契約

他の民間事業者（いわゆるテナント）との契約が可能になります。
より幅広い事業運営が可能になります！

側帯整備の事例 埼玉県上尾市：荒川



【側帯整備型】：堤防整備の際に側帯を整備し、建屋・トイレ・四阿等を整備

ハード施策の内容

国土交通省：堤防部坂路、階段、側帯 上尾市：休憩施設、イベント関連施設、情報発信施設等

ソフト施策の内容

国土交通省：都市・地域再生等利用区域指定支援 上尾市：地域防災活動・イベントや水辺の安全教育支援

河川敷地の民間等活用に資する嘉瀬川ポテンシャルリスト

- ▶ 本リストは、民間事業者等の皆さまに河川敷地の活用検討に利用して頂き、更なる賑わい創出の取り組みを推進することを目的に公表しています。
- ▶ 嘉瀬川の国管理区間において、民間事業者等による河川敷地の活用が可能と想定される箇所を下記抽出条件のもとで提示しています。

民間事業者等による河川敷地の活用が可能と想定される箇所

公表用

都道府県	市町村	地区名	河川名	場所	利用条件
佐賀県	小城市 三日月町	金田地区	嘉瀬川	右岸 8k000付近 (延長約260m 幅3m以上)	・盛土による土地造成が必要
佐賀県	小城市 三日月町	金田地区	嘉瀬川	右岸 8k300付近 (延長約280m 幅3m以上)	・盛土による土地造成が必要



- 民間事業者等の皆さまに河川敷地の活用検討に利用していただき、更なる賑わい創出の取り組みを推進することを目的に公表しています。
- 各河川の国管理区間において、民間事業者等による河川敷地の活用が可能と想定される箇所を以下抽出条件のもとで提示しています。

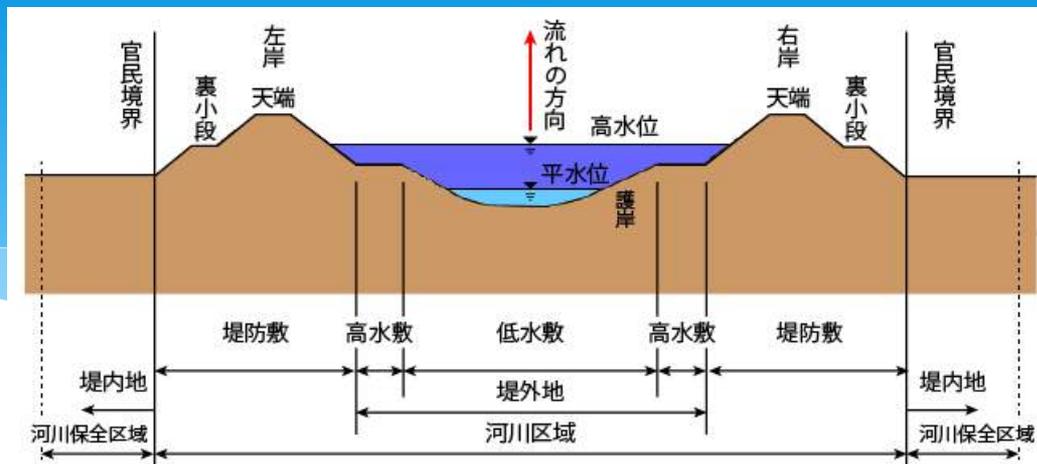
【抽出条件】

- 他者において占有されていない場所
- 計画の堤防形状の整備が完了している箇所
- 河川敷の河川敷地において、概ね100㎡以上の占有が可能な土地を有する高規格堤防、堀込河道箇所や造成を行うことで可能となる箇所

公表にあたっての留意事項

- 本リストは、河川敷地の民間等の活用による賑わい創出を図るためであり、その主旨以外での活用を促すものではありません。
- 本リスト情報により活用希望を表明後、公平性を確保するため、当該区域活用の公募等の手続きを行いますので、早期に希望を出された方が活用出来るとは限りません。
- 実際の河川敷地の活用にあたっては、河川法の手続き、地域の合意形成を図っていただくことが必要となります。協議会等を設置し、お考えについて、議論いただくことを ご検討ください。
- 調整等の結果、河川敷地の活用が出来ない場合があることはご了承ください。
- 公表後において占有手続きがなされるなど様々な事象により本リスト内容に変更が生じることがありますのでご了承ください。
- 公表されていない箇所や高水敷等の場所の占有を否定するものではありません。
- 手続きについての御相談は整備局又は、近隣河川事務所へご連絡ください。

高水敷



- * 広い空間を活用して野球場・テニスコート・ゲートボール場等
- * 洪水時には水が被る



水辺、水面

- * 流れのある水面
- * 流れのない水面（嘉瀬川大堰上流区間など）



今日の話の流れ

嘉瀬川における河川利用の状況

河川利活用(河川環境)の歴史変遷

河川利用のための基本事項

新しい河川利用の流れ、実例

河川利用の課題と将来

かわまちづくり について

ポイント!

背景:災害の激甚化頻発化⇒自助・共助・公助、多自然川づくり浸透⇒川の魅力

■水辺の利用は「ダメ!ダメ!」から「やれるかも!」へ

平成23年に河川法の規制が緩和され、水辺が利用しやすくなりました。

<旧来の規制>

主体は公的機関に限定。
公共性、公益性が重視されていた。

~~飲食施設~~

No

~~民間施設~~

No

<規制緩和で>

民間の参入が可能。
カフェ施設やイベント実施などが可能に。

イベント

オープンカフェ

OK!

売店

船上食事施設

川床

河川は、水害から市民生活を守るという視点から、国や都道府県毎に整備され厳しく管理されていました。

しかし昨今、水害対策だけでなく、水辺の美しいまちづくりを目指して、規制緩和が進み、市民や民間のチカラ(カタイお役所では考えつかない知恵やノウハウ!)を積極的に活かそうと、全国の水辺は動き出しています。

■ミズベリング・プロジェクトとは？

- ・かつての賑わいを失ってしまった日本の水辺の新しい活用の可能性を、創造していくプロジェクトです。

ミズベリング・プロジェクト

・基本コンセプト

- ①まちにある川や水辺空間の賢い利用
- ②民間企業等の民間活力の積極的な参画
- ③市民や企業を巻き込んだソーシャルデザイン

＜実現のためのツール事例＞

「かわまちづくり支援制度」

「水辺の楽校」

「マイタウン・マイリバー整備事業」

etc

※ミズベリングは「水辺+RING(輪)」、「水辺+R(リバーシオン)+ING(進行形)」の造語です。

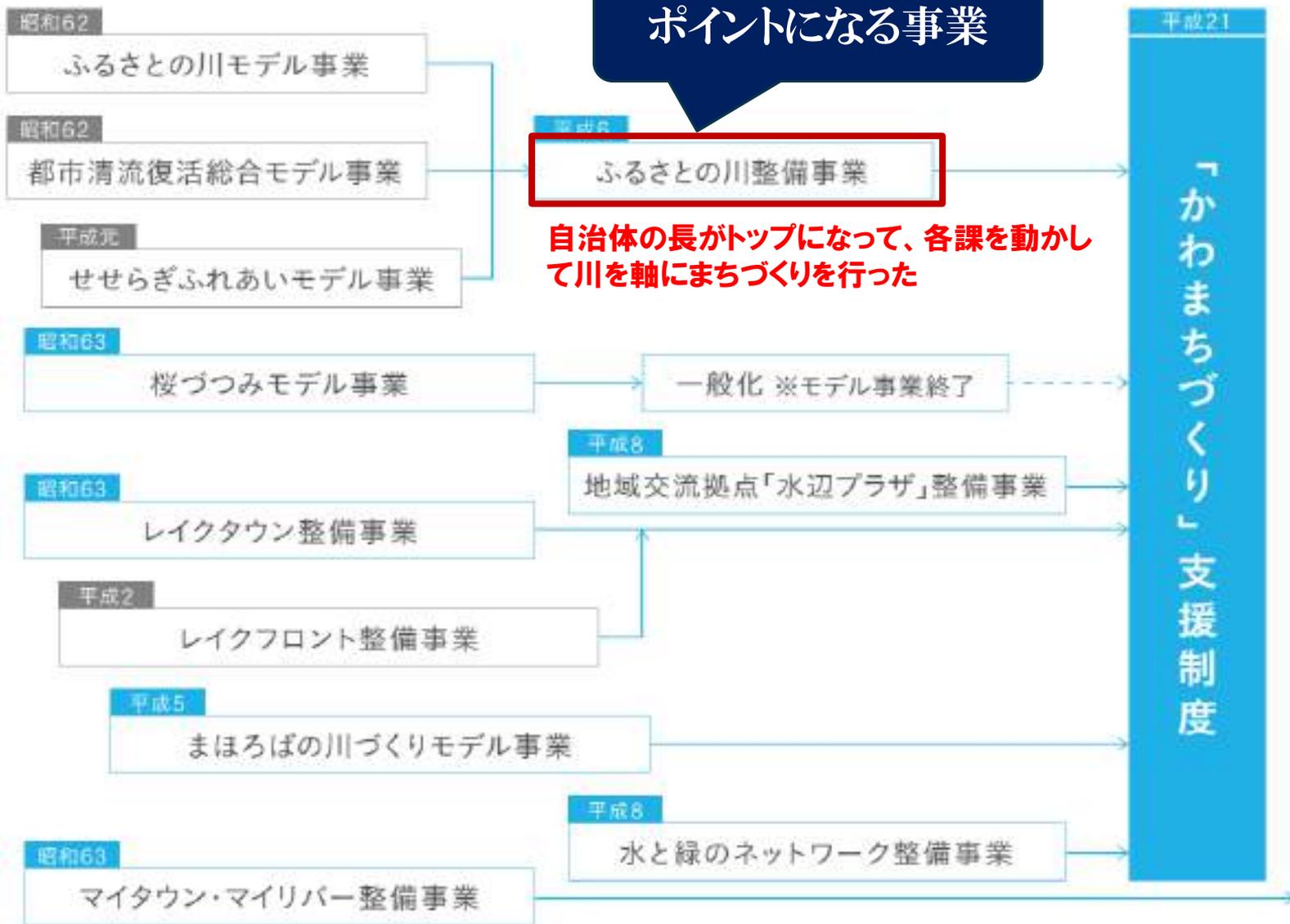
ミズベリング・プロジェクト基本コンセプト

- ①まちにある川や水辺空間の**賢い利用**
- ②民間企業等の**民間活力の積極的な参画**
- ③市民や企業を巻き込んだ**ソーシャルデザイン**

の3つを基本コンセプトとして、街における川や水辺の魅力や価値、街における川づくりや水辺づくりに求めること、賢い利用、各主体の関わり方等について考え、水辺とまちの未来を創造していくための取り組みを推進していくことを打ち出すこととした。

水辺とまちの未来のかたちをデザインし、「つくる」だけでなく「育てる」ことを視野に入れた持続可能な未来の創造に貢献する。

ポイントになる事業



「かわまちづくり支援制度」の概要

観光などの活性化に繋がる景観・歴史・文化等の河川が有する地域の魅力という「資源」や地域の創意としての「知恵」を活かし、地方公共団体や地元住民との連携の下で立案された、実現性の高い河川や水辺の整備・利活用計画による、良好なまちと水辺が融合した空間形成の円滑な推進を図ります。

※「かわまちづくり」…河川空間とまちの空間の融合が図られた、良好な空間形成を目指す取り組み

市町村が「核」になっている

ソフト面

民間事業者による河川敷のイベント広場やオープンカフェ等への利用制度(河川敷地占用許可準則の特例措置)等を拡充、河川管理者として「地域づくりのためのフォローアップ」を積極的に支援

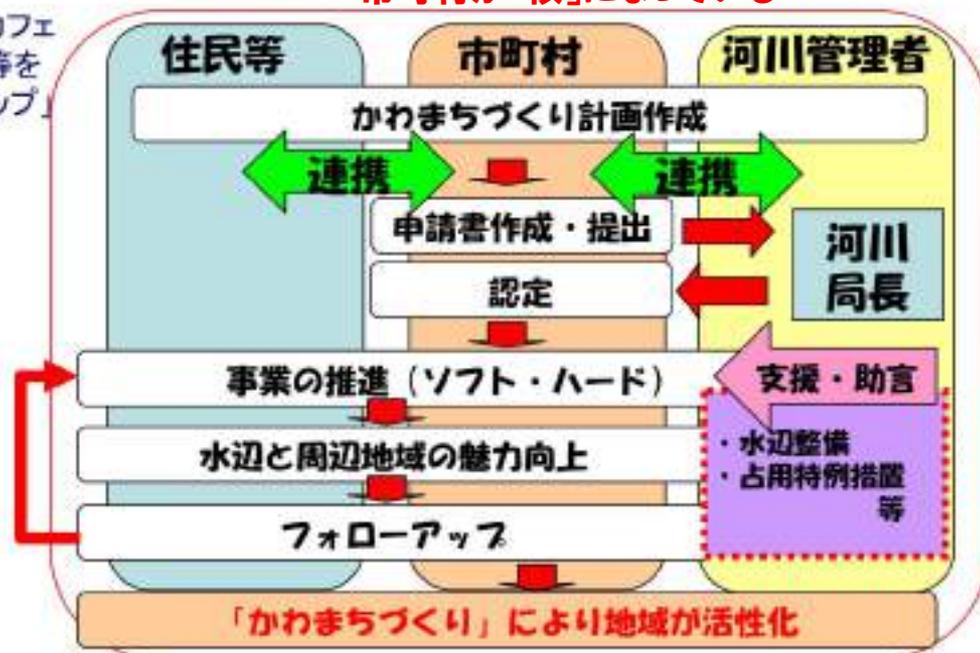
ハード面

まちづくりと一体となった水辺整備を積極的に支援

河川を核とした地域活性化(最上川)



イベント・オープンカフェ利用(道頓堀川)



- ①地域の創意としての「知恵」を活かした計画を対象
- ②利活用方策が地域において明確となっているものを対象
- ③施設の維持管理に地域の協力が得られるものを対象

(横道)「ほこみち」プロジェクト



歩行者利便増進道路

ほこみち

～歩きたくなるみち、居たくなるみちへ～

「ほこみち」の概要



ベンチ（神戸市）

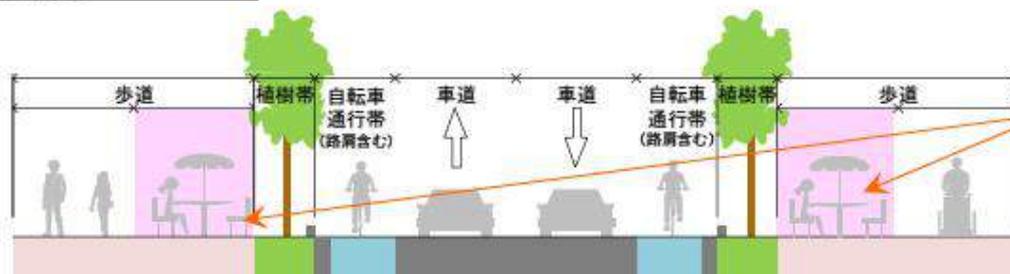


食事施設（新宿区）

ほこみちとは

賑わいのある道路の構築のための道路の指定制度です。

制度のPoint



Point①

歩道等の中に“歩行者の利便増進を図る空間”を定めることが可能

Point②

特例区域では道路空間の活用を柔軟に許可

Point③

道路空間を活用する者の公募による選定が可能
その場合、最長20年の占用が可能

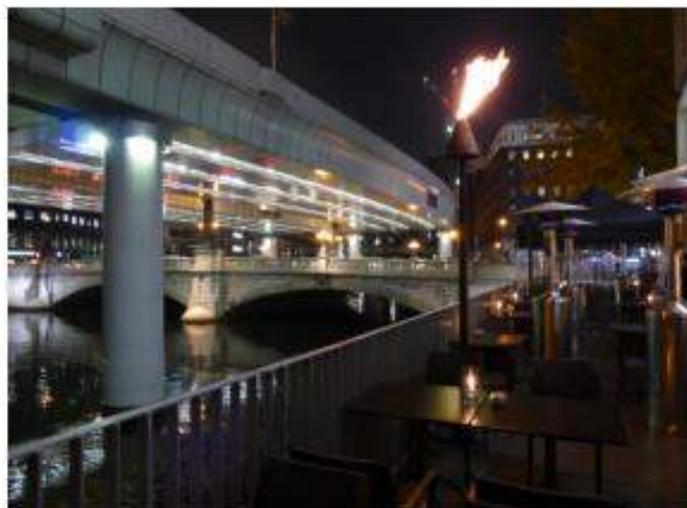




堂島川の「R Riverside Grill&BEERGARDEN」(大阪)



日本橋川の「豊年萬福」(東京)



日本橋川の「イチノイチノイチ」(東京)



京橋川(広島)

1 推進主体

河川管理者と連携して「かわまちづくり」を推進する主体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

1. 市町村
2. 市町村及び民間事業者
3. 市町村を構成員に含む法人格のない協議会

ポイント

市町村が必ずかかわることが条件となっている

河川敷地占用許可準則
第 22 の規定に基づき、
都市・地域再生等利用
区域の占用主体として
指定を受けている者

河川法第 20 条の規定に基づき、河川管理
者の承認を受けて、河川区域内において良
好な河川空間の形成に資する施設を整備し
ようとする者で、当該施設の整備・利用に
ついて市町村長の同意を得ている者

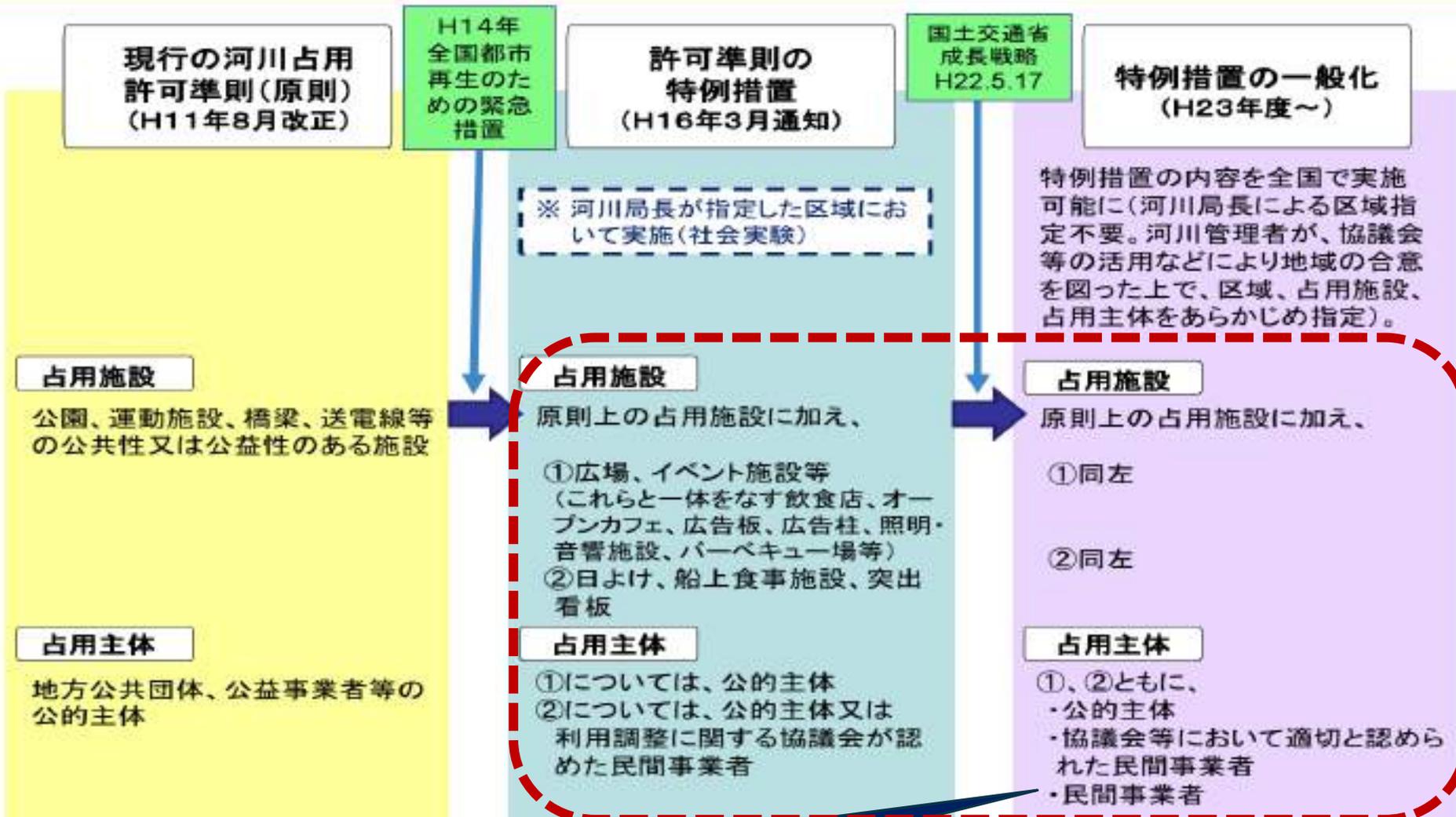
河川区域に隣接する土地において、
良好な河川空間を形成するための開
設の整備・利用等を実施しようとする
者で、当該施設の整備・利用等につ
いて市町村長の同意を得ている者

ポイント(民間参入の場合も)
市町村長の同意が条件となっている



推進主体に含まれる民間事業者

河川空間のオープン化（地域活性化のための河川敷地の占用に関する規制緩和）



ここがポイント

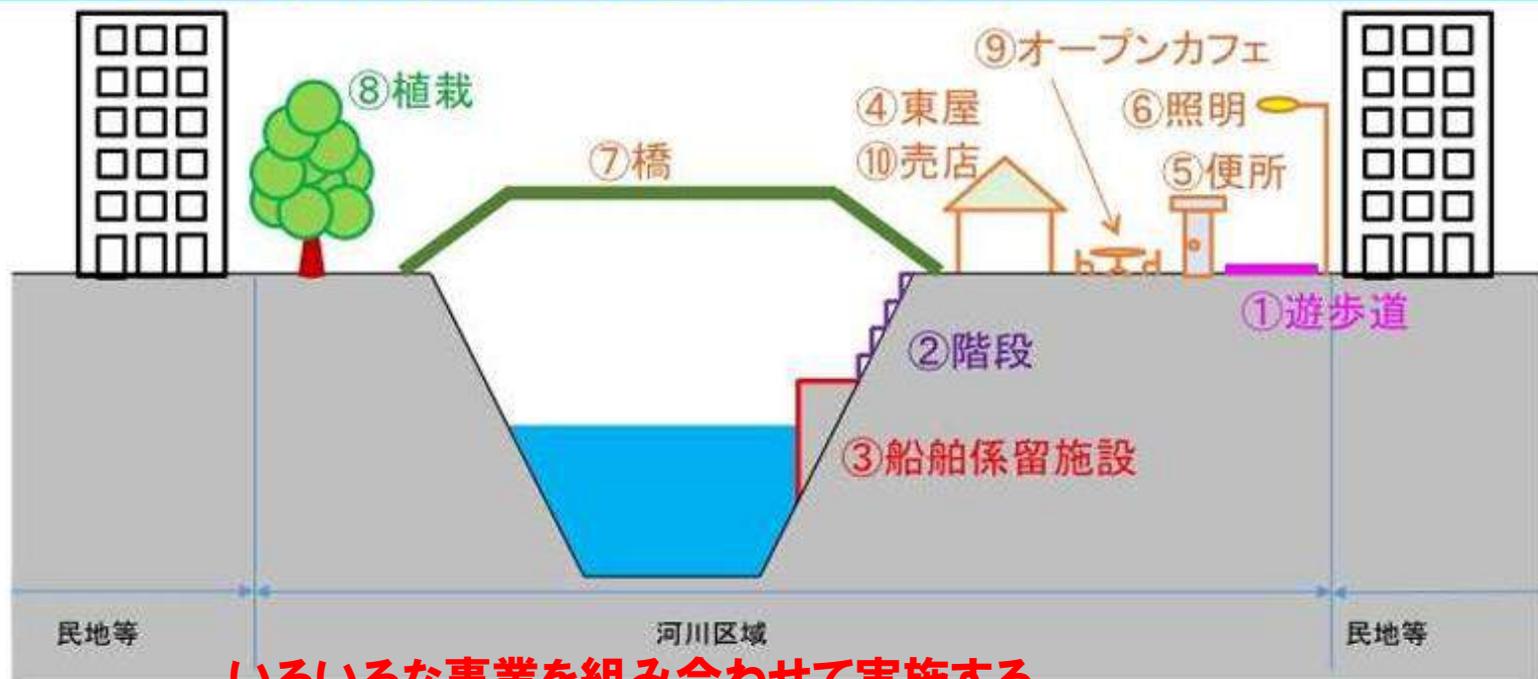
河川利用の手続き

河川は国民共有の財産であり、自由使用が原則(手続き不要)
 ただし、排他的・独占的占有(利用)には河川管理者の許可が必要

自由使用 (原則)	一時利用 (法的にグレーゾーンであり 河川法及び準則に準ずる)	占用 (河川法第24条)	
		公共的な占用 (準則第6)	地域再生の占用 (準則第22)
散歩 ジョギング サイクリング 釣り ボール遊び ピクニック など	イベント マラソン大会 大勢でのサイクリング 大勢での釣り 野球大会、サッカー大会 大勢でピクニック など	公園 運動場 橋梁 ライフライン など	飲食店 オープンカフェ 広告板 船上食事施設 川床 など

地域の合意のもと
 「都市・地域再生等利用区域」を指定することにより 17
 収益事業が2011年(平成23年)から可能になった

各種事業で河川区域内に設置可能な施設



いろいろな事業を組み合わせて実施する

必要最低限の基盤施設

あったら便利な利用施設

- | | |
|--------------|------------------------|
| 1. 河川事業 | : ①②③、その他治水・河川利用上必要なもの |
| 2. 都市水環境整備事業 | : ①②③、その他治水・河川利用上必要なもの |
| 3. 道路事業 | : ① ⑥⑦⑧ |
| 4. 都市公園等事業 | : ①②③④⑤⑥⑦⑧ |
| 5. 自治体単独事業 | : ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ |
| 6. 民間事業 | : ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ |

1. から4. 等については「社会資本整備総合交付金」の事業メニューから適切な事業を選択して実施する。
 (リンク先URL) http://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html

2 登録要件

支援制度の登録を受けることができる要件は、「かわまちづくり計画」の対象となる河川が次の各号のいずれかに該当するものとする。

1. 歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画など国による認定が個別法で規定されており、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
2. 都市再生整備計画や地方再生計画など国による認定が個別法で規定されており、地域活性化や地域振興に関する計画等において、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
3. 中心市街地活性化、国家戦略特区、地方創生特区及び環境モデル都市など国として積極的に支援している地域活性化施策に関連して良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
4. 推進主体が河川空間と一体となったまちづくりを行うために自らが整備を計画し、良好な河川空間形成のための諸活動を行っている等、推進主体の熱意が特に高く、河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川

(「かわまちづくり」支援制度実施要綱 第5 登録要件)

7 河川管理者が行う支援

河川管理者は、支援制度に登録された「かわまちづくり計画」に基づき、次に掲げる「ソフト施策」、「ハード施策」を行う。

1. ソフト施策

河川管理者は、推進主体の柔軟な提案・発想を尊重し、次の項目に積極的に取り組む。

- 一 推進主体と連携し、「かわまちづくり」の実現に向けて必要となる調査・検討を実施
- 二 全国の良好な整備事例やその後の活用について、推進主体に情報を提供
- 三 地域活性化の観点から地域が主体となって実施するイベント施設やオープンカフェの設置等、河川空間を活かした賑わい創出や魅力あるまちづくりに寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とするため、[河川敷地占用許可]準則[第]22による都市・地域再生等利用区域の指定等を支援

2. ハード施策

河川管理者は、まちづくりと一体となった治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を、事業着手後、概ね5カ年で積極的に推進する。

(「かわまちづくり」支援制度実施要綱 第10 河川管理者が行う支援([]内は本手引きで追記))

ここがポイント

【ハード施策】

河川管理者が支援できるハード施策は、河川管理施設の整備です。一方、市町村等は河川を利活用するための施設整備を実施することになります。例えば、河川区域内に多目的広場を整備したい場合は、河川管理者の整備内容は高水敷整正や河川管理上必要な

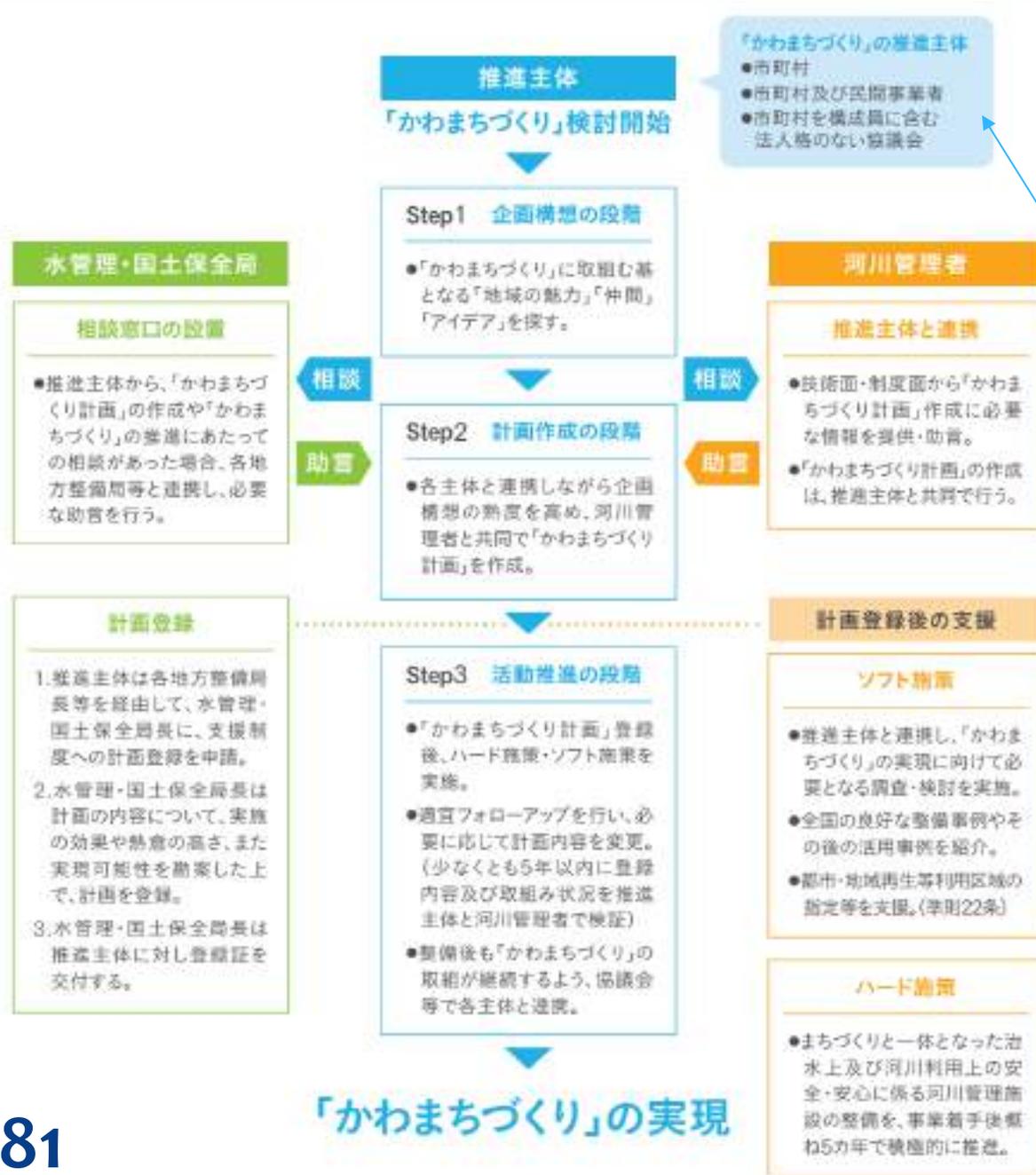
通路など、市町村等の整備内容は芝張り・トイレ・あずまや・ベンチなどになります。

河川管理者は登録後概ね5年間で河川管理施設の整備を積極的に推進します。

支援制度 の流れ

推進主体
市町村の関わり

河川管理者
計画登録後の支援
特に、ハード施策



河川空間のオープン化の概要

- 河川管理者、地方公共団体等で構成する協議会の活用などにより、地域の合意を図った上で、河川管理者が区域、占用施設、占用主体をあらかじめ指定する。

※区域の指定は、地元都道府県又は市町村(特別区を含む。)からの要望等を契機として行うことを想定。

- 占用許可を受けた営業活動を行う事業者等は、河川敷地にイベント施設やオープンカフェ、キャンプ場等を設置することが可能に。



都市及び地域の再生等の観点から、水辺空間を活かした賑わいの創出や魅力あるまちづくりに寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用が可能。

占用許可の基本方針

➤ 地域の合意が図られていること。

協議会の活用等(※)により、以下の事項について、地域の合意が図られていること。

- 区 域 : 治水上・利水上支障のない区域を指定(都市・地域再生等利用区域)
- 占用方針 : 施設、許可方針(許可条件)
- 占用主体 : 公的主体のほか、営業活動を行う事業者等も可能

➤ 通常の占用許可でも満たすべき基準に該当すること。

- 治水上及び利水上の支障がないこと、他の者の利用を著しく妨げないこと、河川整備計画等に沿うものであること、土地利用の状況・景観・環境と調和したものであること

➤ 都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること。

※協議会によること以外にも、地元市町村があらかじめ河川管理者と協議の上、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第46条第1項に規定する都市再生整備計画に河川敷地の利用について定めていること、地元市町村の同意があることなど、地域の合意が確認できる幅広い手法によることができる。

河川空間のオープン化の占用主体

占用主体は以下の3類型。(河川敷地占用許可準則第22第4項第1号~第3号)

第1号

準則第6に掲げる占用主体
→公共性、公益性を有する者(公的主体)

☆**占用施設を自ら使用するほか、準則第25に基づき、占有者以外の者に施設を使用させることが可能**

(例)

市区町村、都市再生推進法人、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用に関する団体等

第2号

営業活動を行う事業者等であって、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの

→協議会以外にも、地元市町村の同意など地域の合意が確認できる幅広い手法によることもできる

(例)

株式会社〇〇、有限会社〇〇、地方公共団体等を含まない任意団体等

第3号

営業活動を行う事業者等
→河川管理者の判断により占用許可を行うもの
(ただし、事前に協議会等の場で地域の合意を図る。)

河川敷地占用許可準則（改定部分）

第四章 都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例

（都市・地域再生等利用区域の指定等）

第二十二 河川管理者は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占用することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定することができる。

2 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域を指定するときは、併せて当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針（以下「都市・地域再生等占用方針」という。）及び当該施設の占用主体（以下「都市・地域再生等占用主体」という。）を定めるものとする。

3 都市・地域再生等占用方針には、次に掲げる施設のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設及びその許可方針を定めるものとする。

- 一 広場
- 二 イベント施設
- 三 遊歩道
- 四 船着場
- 五 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）
- 六 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等
- 七 日よけ
- 八 船上食事施設
- 九 突出看板
- 十 川床
- 十一 その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（これと一体をなす第六号に掲げる施設を含む。）

4 都市・地域再生等占用主体には、次に掲げる者のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる者を定めるものとする。

- 一 第六に掲げる占用主体
- 二 営業活動を行う事業者等であって、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの
- 三 営業活動を行う事業者等

- 一 広場
- 二 イベント施設
- 三 遊歩道
- 四 船着場
- 五 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）
- 六 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等
- 七 日よけ
- 八 船上食事施設
- 九 突出看板
- 十 川床
- 十一 その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（これと一体をなす第六号に掲げる施設を含む。）

埼玉県寄居町（一級河川 荒川）

概要

年間19万人もの人が利用する寄居町の「かわせみ河原」。
一部の区域でバーベキュー等の事前予約エリアを新設。

水辺の様子



川遊びを楽しむ子どもたち



回遊性のある事例 北海道むかわ町：鶴川



【回遊型】

点在する既存施設の活用・充実化に加え、サイクリング・SUP・カヌーなどの民間の事業者の誘致を図り、回遊性の高い賑わいのあるまちづくりを推進する。

ハード施策の内容

国土交通省：緩傾斜整備、管理用通路整備、高水敷整正、天端舗装
 むかわ町：駐車場整備、休憩施設、ベンチ、看板

ソフト施策の内容

国土交通省：都市・地域再生等利用区域の指定 等 むかわ町：デジタルスタンプ 等

拠点整備の事例 宮城県大崎市：江合川



【従来型】

河川空間に芝生広場等の交流拠点を整備する

ハード施策の内容

- 国土交通省：管理用通路、親水護岸、階段護岸、坂路、高水敷整正 等
- 大崎市：駐車場、芝生広場、東屋、照明 等

ソフト施策の内容

- 国土交通省：都市・地域再生等利用区域の指定 等
- 大崎市：管理運営人材・団体育成、イベントの実施・運営 等

防災ステーションの活用事例(MIZBEステーション)

宮城県丸森町：阿武隈川



・整備内容

国土交通省：盛土造成、緊急復旧用資材備蓄置場の整備、ヘリポート整備 等
丸森町ほか：水防センター、観光交流拠点、平常時利活用施設 等

《MIZBEステーションのポイント》

①滞在のしやすさ

- ・駐車場やトイレ、テーブル、ベンチ等の休憩施設などの施設が充実



広い駐車場



水防多目的センター



防災啓発コーナー

②地域連携

- ・地域活性化、賑わいの創出に寄与するレクリエーション施設、地域振興施設、文化・教養施設、民間施設などが水防センターに併設または隣接



運動・教室スペース(エクササイズ)



水防センター(武道交流館)



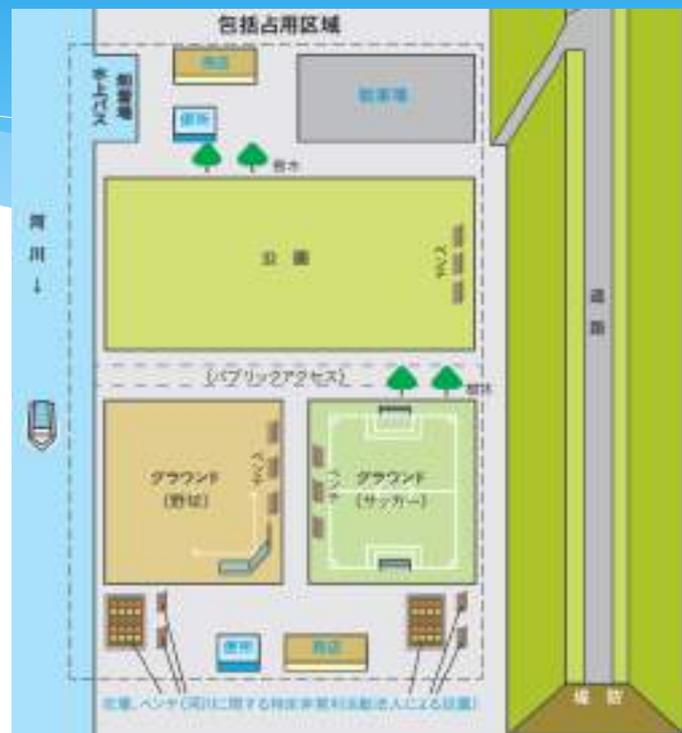
民間商業施設と隣接

- ◆河川防災ステーションは、災害時に緊急復旧活動や水防活動を迅速に行うための拠点となる施設です。
- ◆河川防災ステーションの上面などを活用した平時における市町村等の取り組みにより、地域活性化や賑わいの創出が期待される河川防災ステーションを「MIZBEステーション」として登録します。
- ◆災害時と平時両面の機能を併せ持つMIZBEステーションは、水防関係者や住民などあらゆる関係者に活用されることで「流域治水」推進の起点となり、また地域の賑わいの核として地域活性化を推進します。

(参考) 包括占用の特例という裏技

包括占用の特例

「包括占用」は、治水上、環境の保全上等の河川管理上の支障が生じるおそれが少ない河川敷地について、占用の許可後に河川敷地の具体的利用方法を決定することができる制度です。一般的な占用と異なり、具体的に占用目的を特定する必要はありません。そのため、市町村等が具体的な利用方法を自ら決定できるのが特徴です。包括占用の目的に適合する駐車場、売店、トイレ等について、適正な箇所に配置することができます。包括占用の占用主体は「地方公共団体、公益法人その他これらに準ずる者」です。



区域	準則	施設
包括占用区域	7第1項	公園、緑地又は広場、運動場等のスポーツ施設、遊歩道、階段、便所、花壇等の親水施設、河川教育・学習施設、自然観察施設 等
	20第6項	包括占用の目的に適合する駐車場、売店

- ・「包括占用区域」では、占用主体を地方公共団体、公益法人その他これらに準ずるものとしています。(第16第1項)
- ・「包括占用区域」では、施設利用者から徴収する施設利用料についての用途に定めはありません。

包括占用区域の指定

1. 包括占用区域の決定

・治水上、環境の保全上等の支障が生じるおそれの少ない河川敷地について、市町村と河川管理者が協議して決定する。

2. 包括占用に係る許可の申請

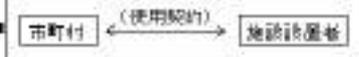
・市町村が行う河川法第24条（土地の占用の許可）の許可申請である。
 ・占用目的を具体的に特定する必要はない。

【一般の占用の場合は、公園、船着場等の占用目的を具体的に特定した上で、河川法第24条、第26条第1項等の許可申請を同時に行う必要がある。】

3. 包括占用の許可

4. 包括占用区域の具体的な利用方法の決定

・市町村は、都市計画に関する基本的な方針等に沿って、具体的な利用方法（公園、船着場等）を自ら決定することができる。



・市町村は、施設設置者（一般の占用の主体となり得る者）と使用契約を締結し、包括占用区域を占用施設の設置を目的として当該施設設置者に使用させることができる。

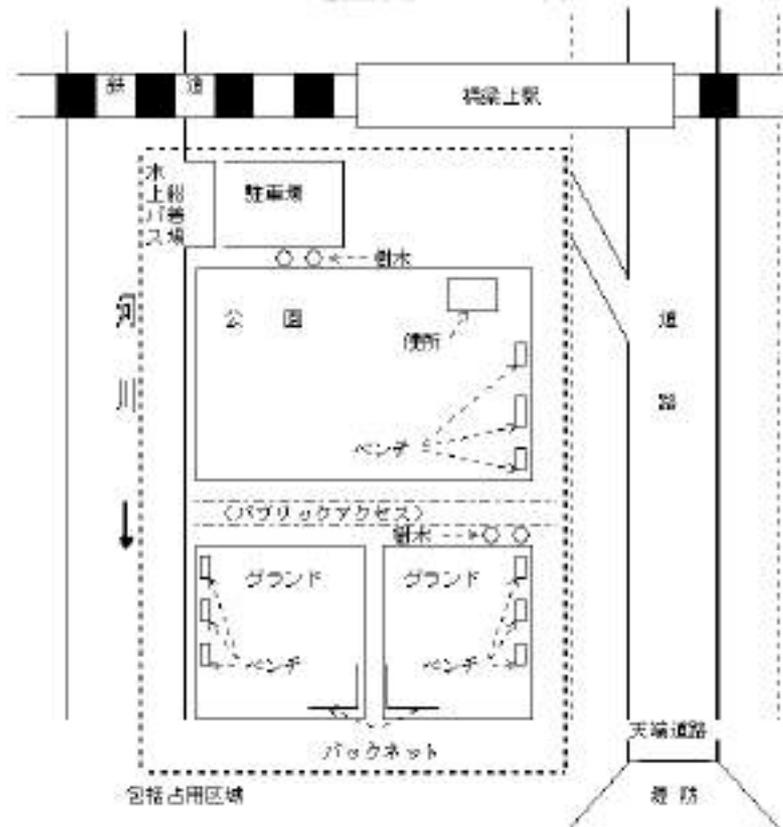
5. 占用施設の設置等に係る許可の申請

・市町村又は施設設置者が行う河川法第26条第1項（工作物の新築等の許可）等の許可申請である。
 ・治水上支障が小さいと見込まれるベンチ等の工作物の設置又は樹木の栽植については、その設置等の範囲及び上限の数を申請すれば足りる。

【一般の占用の場合は、治水上支障が小さいと認められるベンチ等についても設置箇所の特等が必要である。】

6. 占用施設の設置等の許可

包括占用のイメージ図



時代	考え方	河川管理者	市民	社会的な状況・動き
治水・利水	洪水への対処（水路化）	災害（洪水）から国民を守る唯一の存在 川へは入るな、近寄るな	洪水が起きるのは河川管理者のせいという意識	
 公害の顕在化	汚染された水が流れる水路	水質事故への対処	川へは近寄らない、遊ばない	
環境（公害対策としての） 1960年代ごろから	健康被害をなくす	清流ルネッサンス等の事業	きれいな水が流れる川への要望	
景観・親水 1970年代ごろから	街に彩を添える川の存在	治水優先は変わらず 環境的機能は、付随的存在	散歩、スポーツ、レクリエーションの空間としての河川利用 水辺へのふれあい 河川への転落事故の発生	親水が普及する一方で、川の被害・事故への危惧が高まる 河川管理者の責任が問題化 学校の指導（川に近づくな）
多自然 1990年代ごろから	人の手は3割、自然の営みを尊重した川づくり 生き物などが川に戻る	自然との共存を考慮した川づくり	川に生息する生き物とのふれあいが再開（釣り、水遊び）	川の乗校など（指導者立会いの下での川遊び） 「みずがき」の復活？
 災害の激甚化・頻発化	減災への方針転換 災害（洪水）から国民を守る唯一の存在であることをやめる 自助・共助・公助の考え 市民が川への意識・興味を持ってもらうための取り組み			自助・共助・公助の考え
かわまち 2010年代ごろから	川の魅力・価値を街づくりに積極的に取り組む	積極的な河川利用の推進 河川空間利用の整備の支援 民間参入の容認（河川空間での企業収益の確保が可能に） 河川空間での PFI 事業	川は、地域のシンボル 川は、人々の集いの場に	地方の時代 デジタル田園都市構想 公園 PFI
今後の川のありかた 2030年代ごろから？	地方の時代 川は、地域の魅力の核となる川を、地域づくりの軸とする川に、人々が集うようになる川が、地域の魅力を創出する川で、まちづくりを行う	河川の維持管理は、市民、関係市民、企業、地方自治体を取り込んで行う。 河川は、地域が主体的に維持管理に努め、河川管理者はそれを支援する	河川は、市民が中心となり、守り育てる存在だとの認識が定着する	川をはじめ豊かな自然に囲まれた地域で生活することで、幸福度が高まる。

嘉瀬川では、今、何が足りないのか？ 今回のテーマ、川とコラボするものとは・・・

地方の時代、川の価値の見直し…… 93

今日の話の流れ

嘉瀬川における河川利用の状況

河川利用のための基本事項

河川利活用(河川環境)の歴史変遷

新しい河川利用の流れ、実例

河川利用の課題と将来

魅力をさらに高める嘉瀬川づくりのポイント一覧

項目		概要		
嘉瀬川の特徴		<ul style="list-style-type: none"> ・流域面積、流域人口、流域人口密度：流域がほぼ佐賀市に属するコンパクトな河川 ・バルーンフェスタ等のイベント時に多くの人が集中して利用。日常的な利用はスポーツ利用等の河川空間利用 ・良好な自然環境（水質、生物相、風景など） ・市民の利用が限られている（佐賀市にとっての重要性、不特定多数が集まるのはイベント時、利便性の問題など） 		
嘉瀬川への今後の期待		<ul style="list-style-type: none"> ・人々が集まる、知ってもらう ⇒ 知名度の高い川にしたい（すでに歴史的な施設など固有の魅力はある） ・季節感をつくる、施設を整える ⇒ 年間を通して多様な活動ができる川、必要な施設（トイレ、自販機、・・・） ・今以上に、安心、安全な川にしてほしい ・嘉瀬川との関係人口を、関係時間を増やしていく ⇒ 市民、関係市民による行政と協働した川づくりプロジェクト 		
現状・課題への対応策		日常的に利用できる施設整備	魅力あるレクリエーション場創出	嘉瀬川への利便性を高める
河川利用・かわづくり やれること、やりたいこと		河川敷・水辺・水面 堤防・堤防裏の整備 ・防災センターの活用	河川敷、水辺、水面 石井樋周辺のリゾート化 ・キャンプ場 ・バーベキュー広場、売店	日常的なアクセスの工夫 ①大和イオンと結ぶルート 「みどりの道計画」 ②アクセスポイント整備 水辺拠点（駐車場、トイレ等）
整備手法		堤防・堤防裏の整備 ・防災センターの活用 「リバサイト」での整備	都市・地域再生等利用区域の指定 ・佐賀市を巻き込んだ協議会設置	①みどりの道計画 ・市道および市道沿線の整備 ②アクセスポイントの整備
関係者	河川管理者	堤防裏盛土 (小城市金田地区の整備)	許可申請を受け、占用許可	計画への支援
	市町村	利便施設の整備	協議会メンバー	市道および市道沿線の整備
	民間（企業）	希望⇒公募⇒地域との合意形成	施設使用者：公募等により選定 PFI（公共事業：市事業）	①みどりの道計画 ・大和イオンとの共同事業 ・市道沿道への出店など
課題		知名度向上	資金調達	組織づくり
対応策		SNS等での発信（口コミの拡散） 情報発信 いろいろな組織とのコラボ	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市再生整備計画に基づく「都市環境維持・改善事業資金」（貸付 事業費の1/4以内） ● クラウドファンドの活用 ● コミュニティ財団からの調達 ● SIBの活用 	市町村（市町村長）の取り込み まちづくり協議会等の地域との連携 都市再生推進法人の設立 川がき（大人も子供も）育成熟の開設

POINT

すでに河川利活用を取り巻く環境は作られつつある

嘉瀬川とふれあう文化を育む

巻き込む

自治体を巻き込む(嘉瀬川の場合は、佐賀市など)

民間・企業を巻き込む(儲かる、儲からない⇒PFI事業?)

釣り人、利用者を巻き込む、子供(未来の支え)を巻き込む

つなぐ

周辺とのネットワーク 嘉瀬川沿いの線のネットワーク

周辺とのネットワーク 面のネットワーク(大和イオンなど)

街づくりの一環として川づくりを考える 川の魅力を核にする

文化を育む

日常生活に川を取り入れる。川との付き合い方を見つめなおす

嘉瀬川文化軸をつくる 嘉瀬川交流軸 嘉瀬川を軸として

魅力を発信する

魅力の発信

魅力の創出から、魅力の再生産、魅力の多方面への展開

川づくりの柱（企画構想段階）

企画構想の段階

1 地域の魅力探し

2 仲間探し

3 アイデア探し

表 2 商業の用途別の頻出語分類

用途の分類	頻出語
水上スポーツ型	カヌー, レガッタ, SUP ^{注11)} , イカダ下り, 水辺アクティビティ拠点, カヌー艇庫, カヤックポート等
陸上スポーツ型	パークゴルフ, スケートボードパーク, バスケケットボール(3on3)コート ^{注12)} , スラックラインパーク ^{注13)} , レンタサイクル, サイクルポート等
観光施設型	道の駅, 道と川の駅, イベント施設, まちなか交流館, 高架下店舗開発(複合施設), 足湯施設等
マルシェ型	マルシェ, 朝市, 夜市, 軽トラ市, マーケット, 花と苗木のマーケット等
飲食型	オープンカフェ, キッチンカー, カフェレストラン, 飲食スペース, 食事施設等
農産物販型	地元特産品等販売所, 売店, 物販施設, 特産物販所等
宿泊・キャンプ型	キャンプ場, デイ・ナイトキャンプ, オートキャンプ, アウトドアヴィレッジ(宿泊施設)等

Q. 河川敷のキャンプ場であれば良い、改善すべきと思うものは？



Q. 河川敷の魅力向上のためにあれば良い、改善すべきと思うものは？



POINT3

すでに河川利活用を取り巻く環境は作られつつある

嘉瀬川とふれあう文化を育む

巻き込む

自治体を巻き込む(佐賀市)

民間・企業を巻き込む(儲かる、儲からない⇒PFI事業?)

釣り人、利用者を巻き込む、子供(未来の支え)を巻き込む

つなぐ

周辺とのネットワーク 嘉瀬川沿いの線のネットワーク

周辺とのネットワーク 面のネットワーク(大和イオンなど)

街づくりの一環として川づくりを考える 川の魅力を核にする

文化を育む

日常生活に川を取り入れる。川との付き合い方を見つめなおす

嘉瀬川文化軸をつくる 嘉瀬川交流軸 嘉瀬川を軸として

魅力を発信する

魅力の発信

魅力の創出から、魅力の再生産、魅力の多方面への展開

自治体を巻き込む

全国137事例からみた状況

- 河川利活用のオープン化の多くの占用主体は、自治体(市町村長)。特に、国管理の河川の場合は、ほとんどが自治体が占用主体となっている。
- 都市の河川においては、民間企業が占用主体となる例が数多くある。
- ただし、国管理の河川でも、自治体が占用主体でない例、自治体が絡まない事例が少ないもののいくつかある。
(以下紹介)



区域名称	二子玉川駅周辺地区
概要	水辺のにぎわいを創出するとともに、人々の交流・憩いの機会と場を創出すること、また、貴重な自然環境を活かし、新常态に即した柔軟な働き方を創出することを目的に飲食店・売店事業、アウトドアオフィス事業の実施をし、持続的な発展を遂げるまちづくりを目指す。
河川管理者	関東地方整備局長
水系名・河川名	1級・多摩川水系・多摩川
指定範囲	東京都世田谷区玉川3丁目地先・鎌田1丁目地先
指定日	R3.3.5（指定）、R5.3.3（変更）
占用主体	都市再生推進法人「一般社団法人二子玉川エリアマネジメンツ」
占用施設	広場と一体をなす ①飲食施設(キッチンカー・テント・テーブル・椅子等) ②アウトドアオフィス(テント・テーブル・椅子等)
合意方法	都市再生整備計画の位置づけ
許可期間	3年

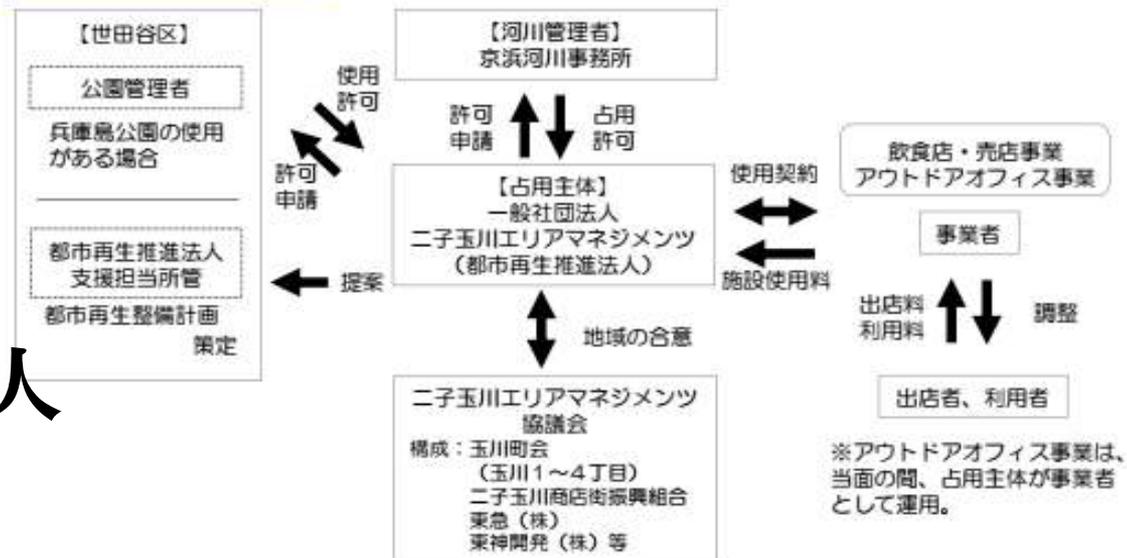


焚火を囲むミーティングコーナー(アウトドアオフィス事業)

POINT
占用主体

都市再生推進法人

事業スキーム

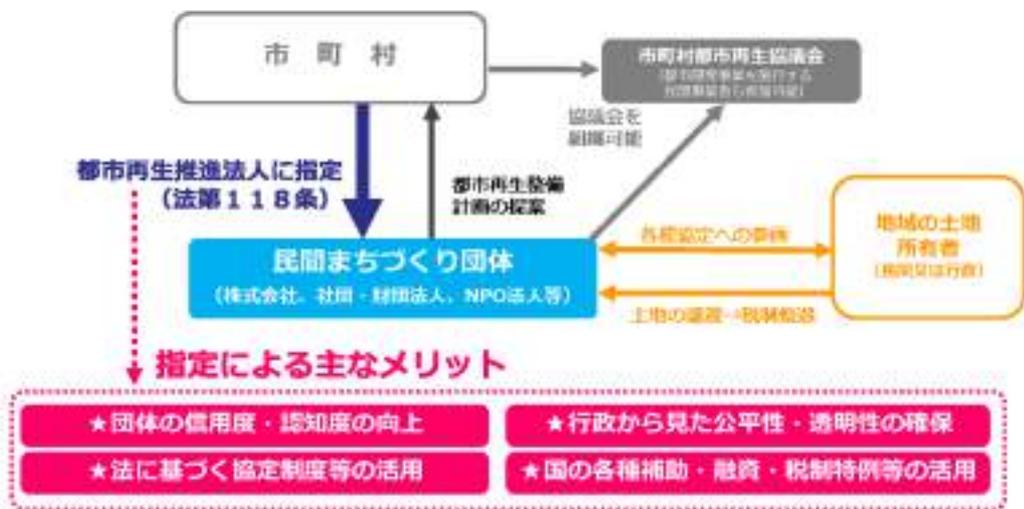


※アウトドアオフィス事業は、当面の間、占用主体が事業者として運用。

都市再生推進法人

都市再生推進法人とは、都市再生特別措置法に基づき、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域のまちづくりを担う法人として、市町村が指定するものをいいます。

- 市町村は、まちづくりの新たな担い手として行政の補完的機能を担いうる団体を、都市再生推進法人として指定できます。
- 都市再生推進法人は、自らの業務を行うために必要な都市再生整備計画の作成を、市町村に提案することができます。



協議会が、この法人の指定を受ければ、より信頼性が高まるのではなかろうか。

都市再生推進法人のメリット

- まちづくりの担い手として、公的位置付けを付与
- 市町村に対する都市再生整備計画の提案が可能
- 都市利便増進協定を締結することが可能

実施する事業イメージ

- オープンカフェ
- 自転車共同利用事業
- 広告塔等の整備管理
- まちなか美化清掃活動
- 歩行者天国等でのイベント開催

区域名称	かのがわ風のテラス
概要	来場者が水辺空間の雰囲気を楽しんだり、緩やかな時間を過ごすための、中心市街地を流れる狩野川の魅力と、そのすばらしいロケーションを活かした心地よい空間づくりの取り組みにより、にぎわいと憩いの場を創出する。
河川管理者	中部地方整備局長
水系名・河川名	1級・狩野川水系・狩野川
指定範囲	右岸：あゆみ橋～御成橋、左岸：三園橋下流～永代橋上流
指定日	H26.2.26（指定）、R3.3.25（変更）
占用主体	沼津上土町周辺狩野川河川空間利用調整協議会
占用施設	（水辺のオープンカフェ等） 広場、広場と一体をなすオープンカフェ、売店等 （水辺のステージ等） イベント施設、イベント施設と一体をなす照明・音響施設等
合意方法	沼津上土町周辺狩野川河川空間利用調整協議会
許可期間	10年

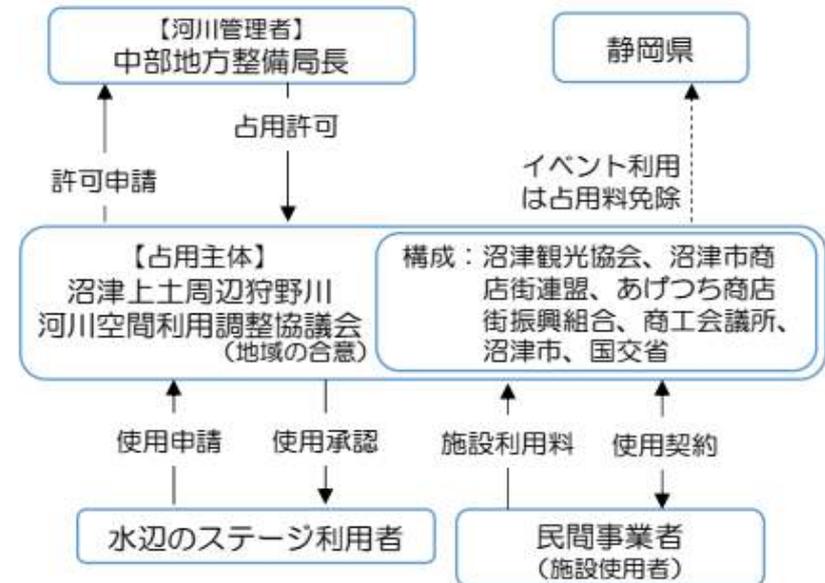


ON THE TERRACE

県管理河川では、自治体以外（協議会等）が占用主体となっている例はいくつかあるが、国管理では少ないようである。国管理河川では、占用主体は、ほぼ自体の長である。

「店を開く」ことを考える際は、観光協会、商店街振興組合、商工会議所を巻き込む

事業スキーム



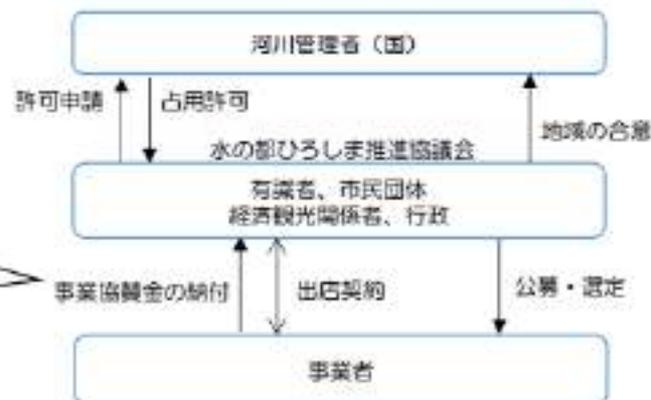
区域名称	水辺のオープンカフェ
概要	「水の都ひろしま」の実現に向けた取り組みの一環として、元安川オープンカフェを従来の仮設型から常設型（独立店舗型オープンカフェ）に拡充し、平和記念公園の来訪者に憩いや交流の場を提供するとともに、潤いと安らぎのある川辺の風景を創出。
河川管理者	中国地方整備局長
水系名・河川名	1級・太田川水系・元安川
指定範囲	〔左岸〕元安橋東詰南側河岸緑地
指定日	H24.3.27（変更日 H29.3.31）
占用主体	水の都ひろしま推進協議会
占用施設	広場及び広場と一体をなすオープンカフェ等
合意方法	水の都ひろしま推進協議会
許可期間	10年



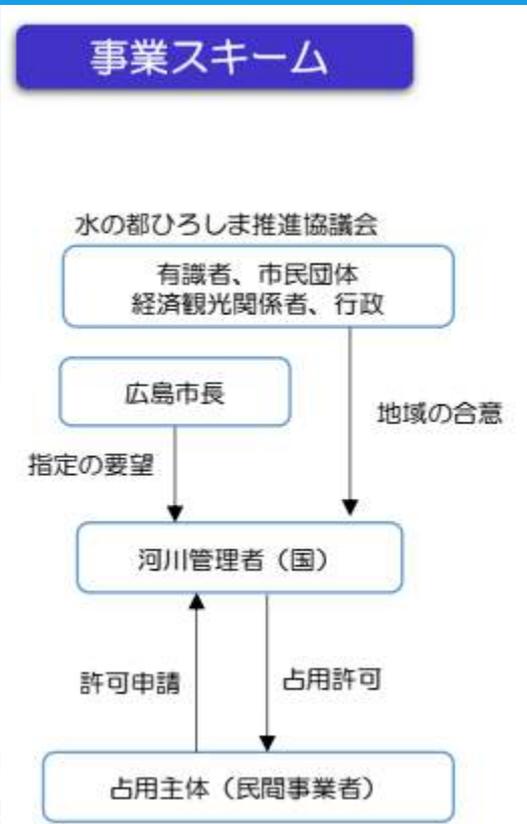
事業スキーム②

<水辺のオープンカフェ>

事業協賛金は、イベントの実施等水辺の環境整備等により地元に戻している。



区域名称	かき船
概要	かき船は、水辺を眺めながら広島名産の牡蠣を食することができる施設であり、観光面から「水の都ひろしま」の実現に寄与している。
河川管理者	中国地方整備局長
水系名・河川名	1級・太田川水系・元安川
指定範囲	〔左岸〕元安橋前棧橋下流、河岸緑地
指定日	H26.11.28（変更日 H29.3.22）
占用主体	株式会社かなわ
占用施設	かき船（船舶係留施設、船上食事施設、その他施設）
合意方法	水の都ひろしま推進協議会
許可期間	10年



民間企業が占有するにあたって、市長から指定の要望があった事例

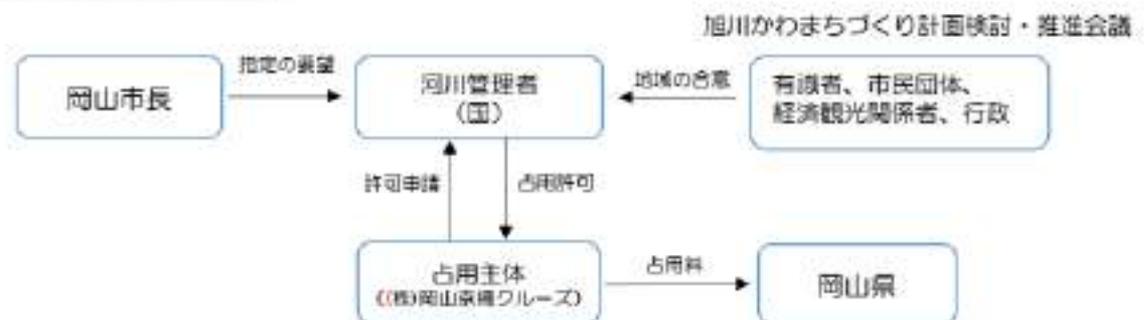


区域名称	旭川岡山京橋クルーズ
概要	川から海へとつながる歴史的資源を活用して、岡山と瀬戸内海の新たな魅力の創出を図るとともに、京橋地区の活性化を目的とする。また、瀬戸内国際芸術祭の開催に合わせて、瀬戸内海の島々間を運航することで、観光促進につなげるものである。
河川管理者	中国地方整備局長
水系名・河川名	1級・旭川水系・旭川
指定範囲	岡山市北区京橋町地先
指定日	R3.2.15
占用主体	㈱岡山京橋クルーズ
占用施設	船着場
合意方法	旭川かわまちづくり計画検討・推進会議
許可期間	10年



▲ 京橋クルーズ運航

事業スキーム

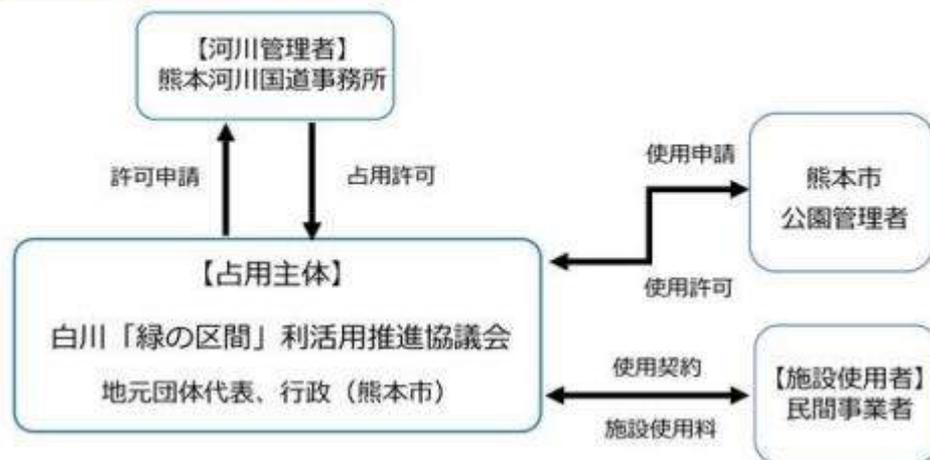


区域名称	白川「緑の区間」
概要	熊本市では、白川「緑の区間」の河川敷地において、年間を通じた利活用が検討されてきたところであり、熊本市の更なる活性化や地域交流の促進を図るため、都市・地域再生等利用区域の指定を行ったもの。
河川管理者	九州地方整備局長
水系名・河川名	1級・白川水系・白川
指定範囲	大甲橋～明午橋
指定日	R4.2.10
占用主体	白川「緑の区間」利活用推進協議会
占用施設	広場及び広場と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ等
合意方法	白川「緑の区間」利活用推進協議会
許可期間	5年



市も占用主体の協議会メンバーになっている。

事業スキーム



かわまちプロジェクト推進のポイント

河川のオープン化事業(かわまちプロジェクト)を進めようとするならば、自治体の長が占用主体になることが、やはりポイントとなる。

「都市再生推進法人」に、協議会が認定されると、より信頼度が高まるものと思われる(要検討?)

民間参入を考える(民間事業として)

都市部の河川のオープン化に見るように、収益性が確保されるのであれば、民間参入は可能になっている。

民間企業(レストラン、キャンプ運営などなど)が参入してくる条件

- * 企業として、赤字にならない(客が来る)
- * 民間参入が河川管理上のメリットになる(河川空間の維持管理: 草刈などとセットにして参入してもらう)

表-1 民間活力の参入形態の分類・整理

	事業形態	内 容	効果・魅力等		想定される課題等
			官側	民側	
本来は公共施設管理者が実施する部分への民間活力の導入	共同事業 (ex. 多目的遊水池、スーパー堤防)	河川事業と民間開発(都市・住宅事業等)を共同で実施	付加価値の創出 コスト縮減	付加価値の創出 コスト縮減 信頼性の確保 法的担保がある場合の実現力	費用負担の設定、リスク配分の設定
	民間単独事業 (ex. 河川港)	官側の一定の条件の下、民間が公共的施設を単独で整備	付加価値の創出(災害時の活用)	公共空間の商業利用 高質な空間の創出による付加価値の創出(地域活性化)	施設基準の設定、施設利用条件の設定
	PFI (BTO、BOT)	PFI法に基づく公共施設の整備	民間資金・ノウハウの活用 付加価値の創出 コスト縮減 リスク軽減 サービス水準の向上 早期効果実現	民間ノウハウの活用 リスク軽減 資金早期回収によるコスト縮減	民間ノウハウを発揮させるための仕様規定の設定、リスク配分の設定、事業の枠組み(合弁など)の設定、業者選定基準の明確化
	指定管理者	公の施設の公的管理者権限を含めて民間に委譲	コスト縮減 サービス水準の向上	民間ノウハウの活用 リスク軽減	リスク配分の設定、評価手法(第三者評価など)の設定
賑わいの創出に係わる民間活力の導入	規制緩和(占用許可) (ex. 河川占用許可準則の特例措置)	公共空間を民間に開放することにより賑わいを創出	公共空間の利用促進 地域経済の活性化 雇用の創出	公共空間の商業利用	利用条件の設定、業者選定基準の明確化
	公共施設隣接地の関連整備 (ex. まちづくりにおける河川空間活用、道の駅)	公共施設と民間施設を一体的に整備することにより賑わいを創出(各々の敷地において事業を実施)	付加価値の創出 公共空間の利用促進 地域経済の活性化 雇用の創出	付加価値の創出 優遇措置(公開空地による容積率緩和) ネーミングブランド(道の駅) 集客力アップ	官民連携による事業計画の設定
	民間の非営利活動による公物管理 (ex. 竹炭バンク)	NPO等の非営利活動によって、公物の維持管理等を実施	コスト縮減	地域おこし	法制度上の課題整理
	企業のCSR活動(地域貢献) (ex. 企業の森事業)	企業のCSR活動の一環として、労力、資金を公共施設整備(維持管理等)に提供	コスト縮減 公共空間の利用促進 地域経済の活性化 雇用の創出	地域貢献による信頼性の向上 官側のPRによる企業のイメージアップ、知名度アップ	対象事業の設定、事業手法の設定、企業の参加を促す仕組みの設定

民間参入を考える(PFIとして)

PFIとは、民間のノウハウを活かした公共事業。
指定管理者制度は、公共に代わって管理を受託する制度

PFI法の概要

(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号))

目的(第1条)

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与する

対象施設(公共施設等)(第2条)

- 公共施設(道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園等)
- 公用施設(庁舎、宿舍等)
- 賃貸住宅及び公益的施設(教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、駐車場等)
- 情報通信施設、熱供給施設、研究施設等
- 船舶、航空機、人工衛星等

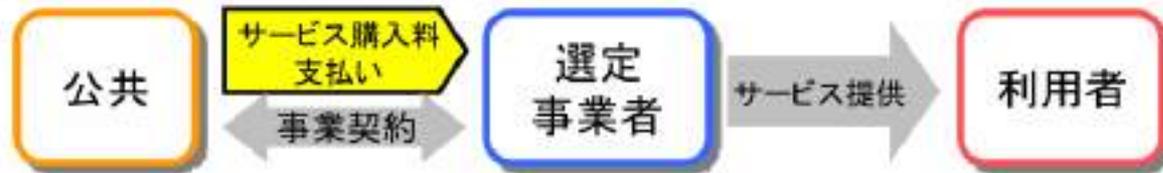
公共施設等の管理者等(第2条)

- 各省各庁の長(衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長含む)
- 地方公共団体の長
- 独立行政法人、特殊法人その他の公共法人

PFI事業のタイプ

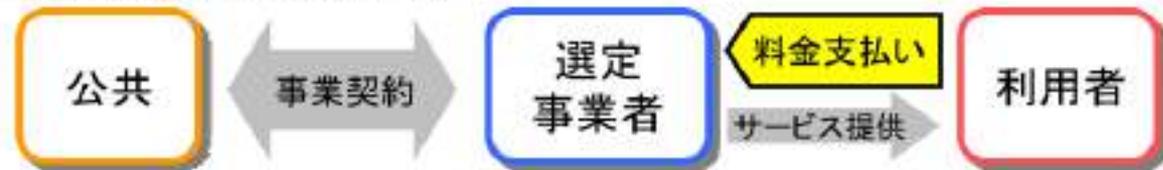
●サービス購入型

公共施設の整備等に係る選定事業者のコストが、公共部門から支払われるサービス購入料により全額回収される類型



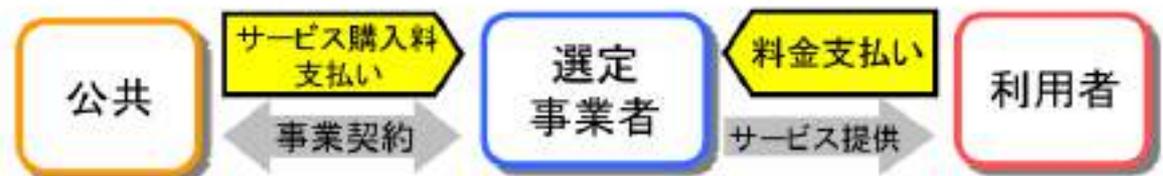
●独立採算型

公共施設の整備等に係る選定事業者のコストが、利用料金収入等の受益者からの支払いにより回収される類型



●混合型

公共施設の整備等に係る選定事業者のコストが、公共部門から支払われるサービス購入料と、利用料金収入等の受益者からの支払の双方により回収される類型



図表 I-5 公共施設等運営権制度と指定管理者制度との相違点

	公共施設等運営権制度	指定管理者制度
根拠法	PFI法	地方自治法
対象施設	PFI法に定める「公共施設等」	地方自治法に定める「公の施設」
管理者の範囲	国・地方公共団体・ 独立行政法人・公共法人	地方公共団体
事業者の範囲	法人	法人その他団体 (ただし、地方独立行政法人は除く)
法的性格	行政の設権行為に基づく みなし物権	行政処分による管理の包括的な委任
料金設定	実施方針に従い、事業者が定め、管理者に届出。別途、各事業法に基づく許可等が必要な場合がある。	条例に従い、指定管理者が定め、地方公共団体の承認を受ける。
料金の取扱	事業者が利用料金を自らの収入として収受。	適当と認めるときは指定管理者の収入として収受することができる。
事業者選定の方法	公募の方法等を原則として、価格及びサービスの質その他の条件により評価を行い選定。	行政処分としての指定。契約でないため、「入札」の対象とはならない。

河川PFI事業の実施例

佐原広域交流拠点PFI事業 ～水の郷さわら～

- * **スーパー堤防上**に、国と香取市が協働して、水辺交流センターや河川利用情報発信施設、車両倉庫、佐原河岸、利用ゾーン(川の駅)、地域交流施設(道の駅)をPFI事業により一体的に設計、建設、維持・管理、運営。
- * 国の個別事業として、災害時の水防活動拠点となる**河川防災ステーション、緊急船着場などの整備・運営を行う。**
- * 国の河川事業で初めてPFI手法にて整備したもので、施設の維持管理や運営は、2025年3月までの**約15年間**。民間事業者が自己資本で負担し、**施設の維持管理・運営、建設などにかかったPFI事業全体の費用を国や香取市が分割で支払う契約**になっている。
- * 次期事業「佐原広域交流拠点改修運営等事業」では、施設の設計・改修を2025年4月～2026年3月、維持管理・運営を2025年4月1日～2040年3月31日に予定している。

完成イメージ図



—	PFI事業(国・香取市)
—	個別事業(国)
—	個別事業(千葉県)

佐原地域の都市再生に寄与するため、香取市本宿耕地地区に下記の4つの拠点機能を併せ持つ広域交流拠点を形成する。



- ① 利根川下流部の防災拠点
- ② 利根川の風景と自然環境を活かした水辺利用拠点
- ③ 河川改修や舟運の歴史・伝統を活かした文化交流拠点
- ④ 舟運と道路交通の利便性を活かした交通拠点



国・千葉県・香取市・民間の各種関連事業

- ① 《国》 河川利用情報発信施設・車両倉庫
 - ② 《国》 利用ゾーン（親水・湿地）
 - ② 《国・市》 佐原河岸
 - ② 《市》 水辺交流センター
 - ④ 《市》 地域交流施設（道の駅）
-
- ① 《国》 高規格堤防整備
 - ① 《国》 河川防災ステーション
 - ① 《国》 緊急船着場
 - ① 《県》 小野川改修（放水路）
 - ③ 《民》 舟運事業
 - ④ 《県》 国道356号拡幅



佐原広域交流拠点整備事業の説明図

「川の駅」整備の事例 福岡県大川市：筑後川



【「川の駅」整備型】： **昨年9月の市長選挙を受け、事業は白紙になった。**

観光拠点として「大川の駅」構想を策定。

川側に「川の駅」、堤内側に「道の駅」を整備する。PFI事業等を検討中

2. ハード施策の内容

国土交通省：管理用通路、階段、坂路 等

大川市：広場、浮枝橋、散策路 等

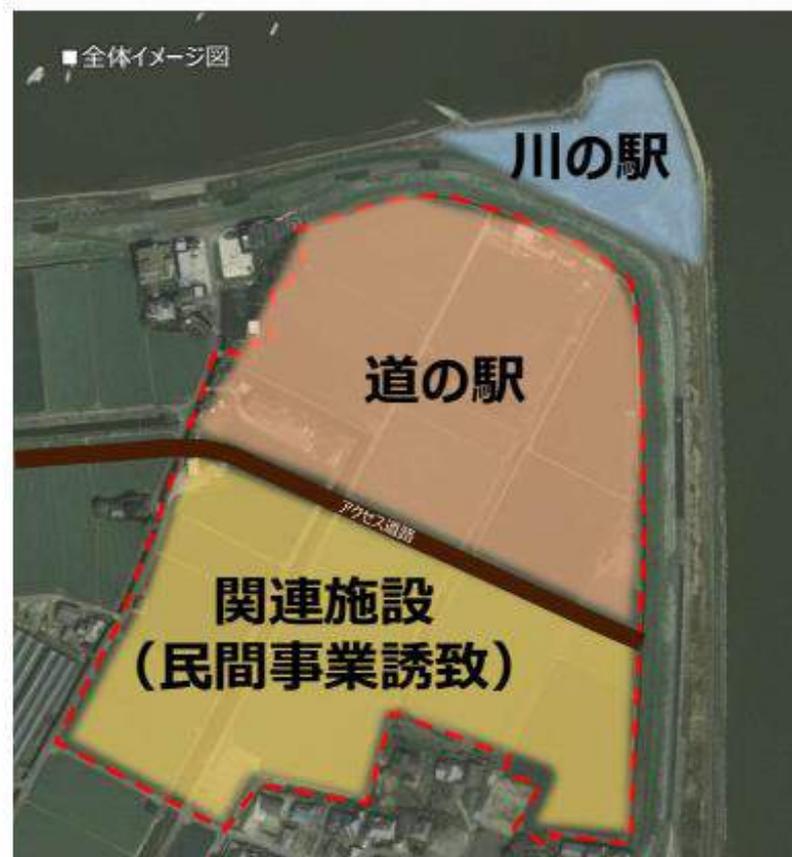
3. ソフト施策の内容

国土交通省：都市・地域再生等利用区域の指定 等

大川市：水辺学習・体験、クルージング 等

(参考)「大川の駅」事業概要

- 「大川の駅」とは、「道の駅」と「川の駅」の機能を併せ持つ、「環有明海地域」の**ものづくり**に視点を当てた**広域的な産業・観光振興拠点**です。
- さらに、関連施設整備（**民間事業誘致**）を行い一体的に賑わいを創出します。
- 敷地面積
 - ・道の駅： 約43,000㎡
 - ・川の駅： 約6,000㎡
 - ・関連施設：約39,000㎡
- 利用者数：**年間100万人**
(施設規模の設定)



※図に示す機能はあくまで現段階での想定であり、規模や配置などは今後の検討の中で変更することがあります。

(参考)「大川の駅」事業内容

「食」×「ものづくり」×「島」×「水辺」

有明海、筑後川、筑紫平野に囲まれて たのしく、あそび、くつろぐ

「環有明海地域」や筑後川流域の体感型情報発信ステーション

水辺体験機能(川の駅:約6,000m²)

「水辺」
の魅力を
体感する

- ・展望デッキ
- ・親水空間
- ・船着場
など



写真提供: (公財)東京観光財団

飲食・物販機能: 約1,600m²

地域の
「食」
を味わう

- ・レストラン、カフェ
- ・物産販売所
- ・クラフトショップ
など



出典: こもれびカフェ Sweets & Café HP (カフスイ川崎水族館)

交流機能: 約15,200m²

「島」
の環境を
楽しむ

- ・イベント広場
- ・子どもの遊び場
- ・サイクルステーション
- ・キャンプ場 など



出典: 星と森のロマンビアHP

ものづくり振興機能: 約1,000m²

「ものづく
り」の良さ
を感じる

- ・ものづくりエッセルジュ
- ・DIYスペース
- ・ものづくり体験教室
など



写真提供: DMM.make AKIBA

道の駅の基本機能(休憩、情報発信、防災): 約17,200m²

- ・駐車場、トイレ ・RVパーク
- ・情報発信スペース ・防災備蓄倉庫、発電施設 など

※災害時には、一時避難・受入施設、自衛隊待機場所、ヘリポート等にも活用



出典: 道の駅 那須高原友愛の森HP

公園PFI

公募設置管理制度 (Park-PFI)

目的	飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度であり、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の上、公園利用者の利便の向上を図る新たな整備・管理手法。
活用主体	公園管理者、民間事業者(公募)
特徴	<p>公募対象公園施設から生ずる収益の見込み等に基づく特定公園施設の整備を求めるとともに、事業者へのインセンティブとして、設置管理許可期間の延伸や建蔽率緩和など、公募対象公園施設を都市公園に設置し、運営しやすくする緩和措置が適用されることを特徴としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 設置管理許可期間の特例 ● 建蔽率の特例 ● 占用物件の特例



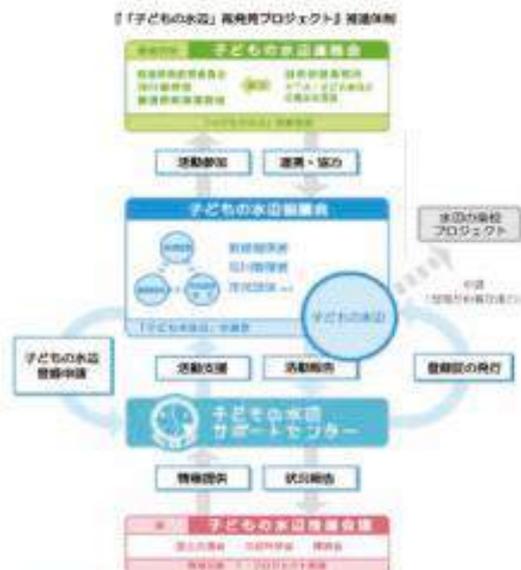
利用者、釣り人、子供を巻き込む

「子どもの水辺」再発見プロジェクト

施策概要

地域の市民団体、教育関係者、河川管理者等一体となって、身近な河川を利用した環境学習、自然体験活動の推進を図ります。（国土交通省、文部科学省、環境省連携プロジェクト）

制度の仕組み



事例（「子どもの水辺」での活動の様子）



川の流れ体験（石狩川（北海道））



水生生物調査（大和川（大阪府））



河川清掃活動（馬洗川（広島県））



イカダ競争（多摩川（東京都））

資金調達方法

- *クラウドファンディング
- *SIB (Social Impact Bond)
- *コミュニティ財団

クラウドファンディング：カワサポ



故郷を流れる川が、いつまでも美しくあるように。流域環境活動を支える「カワサポ」を作りました。

川のゴミを清掃したり、調査をしたり、環境に配慮した川づくりをしたり。川のために活動している環境団体のなかでも、資金や人手が足りていないところも多く存在します。活動内容があまり知られていない団体と、「ワンコインならそんな団体のために使いたい」「もっと手助けがしたい」というみなさん、そして協賛してくれる企業を結ぶプラットフォームです。あなたも、自分の住む町や故郷を流れる川の「応援団」になってみませんか？

川を中心とした豊かな地域経済を作り出す！

👤 cwpsatsuki

📍 まちづくり・地域活性化

📍 愛知県



📉 現在の支援総額

3,601,000円

102%

目標金額は3,500,000円

👥 支援者数

93人

🕒 募集終了まで残り

終了

釣り人の皆さんと寒狭川中部漁協の方々のおかげで盛り上がっている愛知県新城市塩瀬地区で、新しいチャレンジを開始します。管理釣り場、キャンプ場、BBQ場等をそろえた施設を作り、川を中心とした豊かな地域経済を作り出します。応援、よろしくお願い致します！

コミュニティ財団の設立・活用

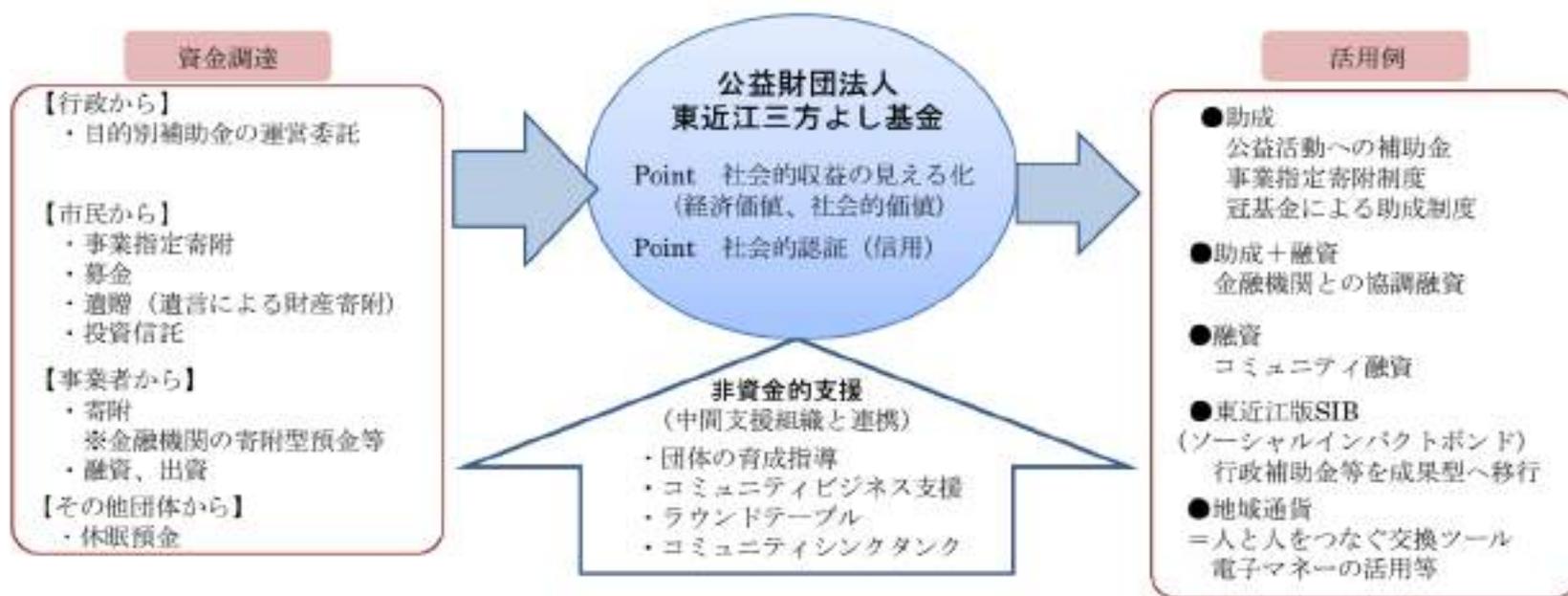
ちくご川コミュニティ財団(コミュニティ・ボンド)



- 2019年に市民ら発起人220人が設立した、福岡県初のコミュニティ財団。地域の小規模事業に対応する財団。
- 九州最大の河川「筑後川」が流れる、福岡県全域と佐賀県東部、熊本県荒尾市等、大分県日田市を「筑後川関係地域」と呼び、事業対象としている
- 子ども若者支援と災害支援事業に力を入れている。
- 個人や企業からの寄付やスキルなどの資源を、NPOやボランティアなどの市民社会組織や個人に届ける

東近江市の取り組み

* コミュニティ財団の創設(東近江三方よし基金)2017年設立



* 東近江市SIB 「川がき育成塾」プロジェクト 2021年

* 「小規模自然再生」プロジェクト

東近江市SIB そとイコ「川ガキ育成塾」のプログラムづくりプロジェクト



📅 募集期間

2021年10月04日～2021年10月29日

🏢 発案者

合同会社社会的投資支援機構

👤 資金使途

運営者への業務委託費

📅 会計期間

2021年10月30日～2022年02月15日

📈 目標償還率

100.00%

🎁 投資家特典

出資者限定エコツアーの招待券(1口あたり1名様分・1000円相当)

償還済

現在の調達金額

1,000,000円

募集総額 1,000,000円 一口金額 20,000円 出資者数 27人

100%

このプロジェクトに出資する

プロジェクト要約

NPO法人黒山保全活動団体遊林会は、東近江市にある愛知川河辺林で黒山の保全を目的に活動しています。本プロジェクトは、愛知川流域における小さな自然再生の取り組みとして、川で遊ぶ子どもたちを育成する「そとイコ」プログラムの開発を行い試行します。川のいきものをつかむエコツアーやアユの産卵床づくりの体験会を開催します。また河辺いきものの森の川辺付近で「パープエ」を設置し、河川環境を改善させます。市民の方々に開発したプログラムを通して川への意識の高まりをつくることや、地域の社会的資本である川と森の存続を目指します。

資金調達方法 SIB

Social Impact Bond

出資者と実行者の マッチング

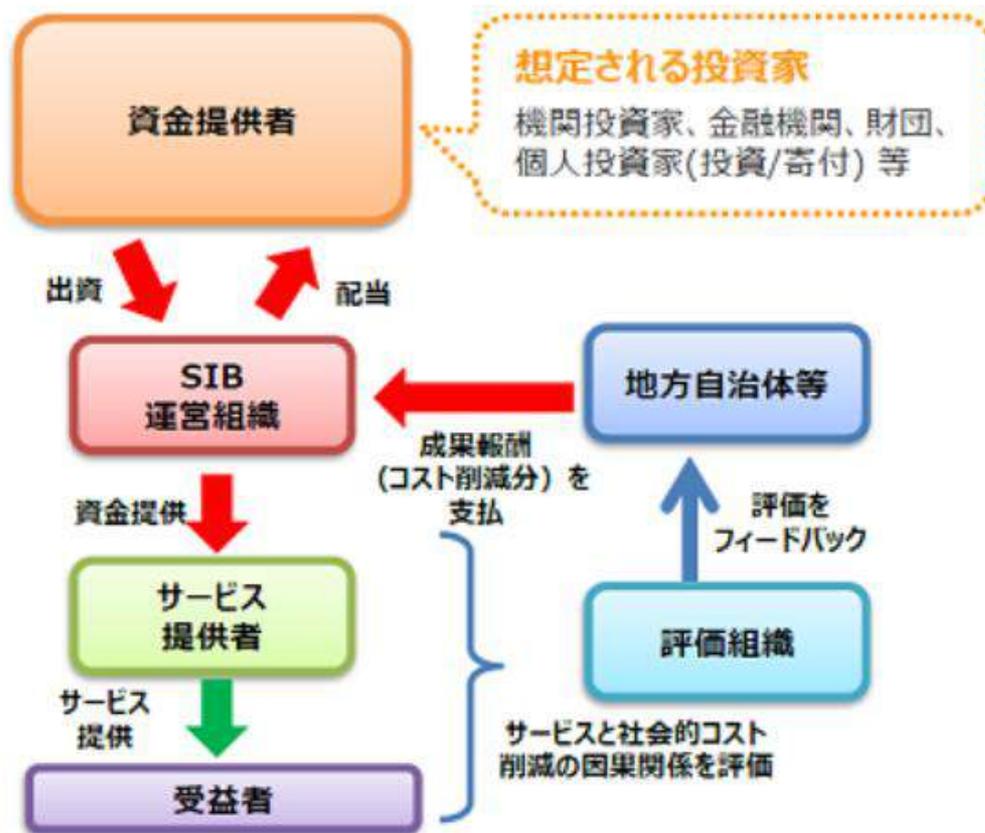
- ・毎回新たなチャレンジで動きが広がることを期待しながら実施。
- ・事業や団体の状況・ニーズに合わせて、手法や規模を提案している。
- ・SIBは、応援してくれる人を増やすことに有効。

SIBは、2010年にイギリスで始まった官民連携による社会課題解決のための投資スキーム

地方自治体が抱えている社会課題を民間企業に委託することで、革新的な事業の実施、さらにはコストの削減が期待されている

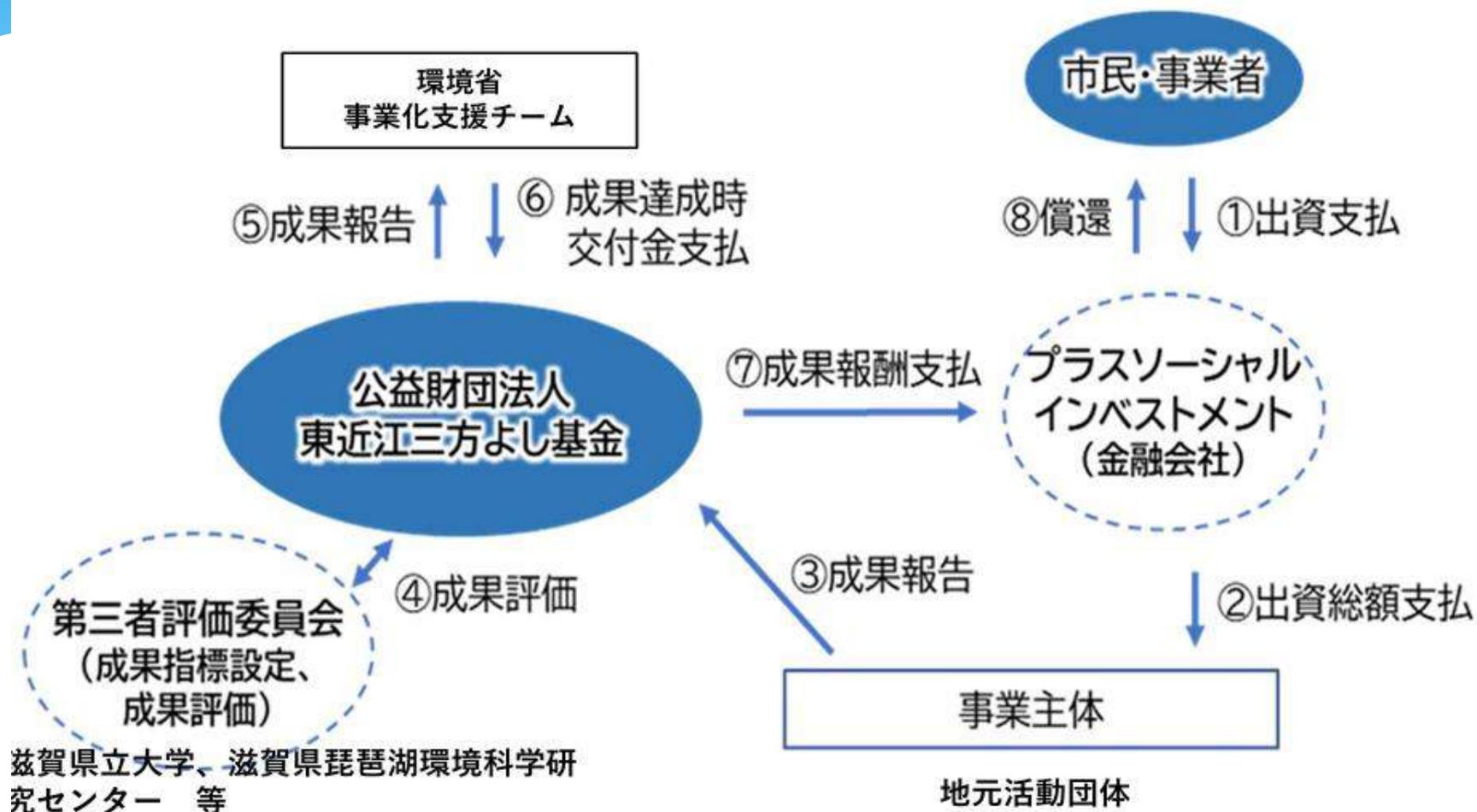
- ① 地方自治体等
- ② 資金提供者
- ③ SIB運営組織(中間支援組織)
- ④ サービス提供者
- ⑤ 受益者
- ⑥ 評価組織(第三者評価機関)

<SIBの一般的なスキーム>



東近江市版SIBを活用した

小さな自然再生と絶滅危惧種の川ガキの復活



水辺の楽校プロジェクト

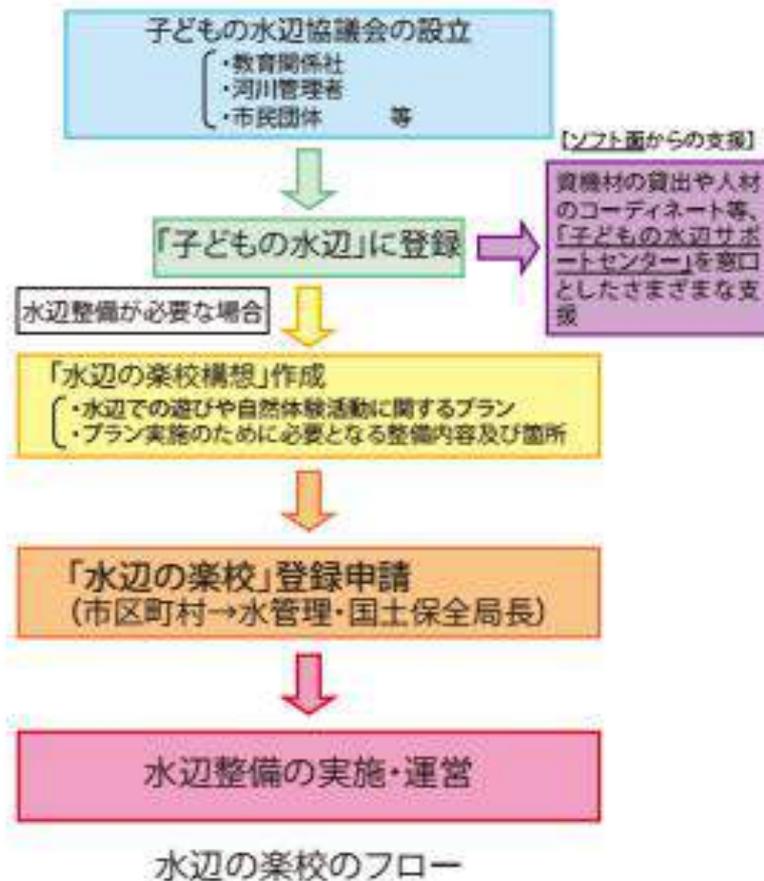
施策概要

【水辺の楽校プロジェクト】は、安全に水辺に近づけるための水辺整備など、「子どもの水辺」において活動を推進するにあたって必要なハード面からの支援を行うものです。

事例



制度の仕組み



POINT3

すでに河川利活用を取り巻く環境は作られつつある

嘉瀬川とふれあう文化を育む

巻き込む

自治体を巻き込む(佐賀市)

民間・企業を巻き込む(儲かる、儲からない⇒PFI事業?)

釣り人、利用者を巻き込む、子供(未来の支え)を巻き込む

つなぐ

周辺とのネットワーク 嘉瀬川沿いの線のネットワーク

周辺とのネットワーク 面のネットワーク(大和イオンなど)

街づくりの一環として川づくりを考える 川の魅力を核にする

文化を育む

日常生活に川を取り入れる。川との付き合い方を見つめなおす

嘉瀬川文化軸をつくる 嘉瀬川交流軸 嘉瀬川を軸として

魅力を発信する

魅力の発信

魅力の創出から、魅力の再生産、魅力の多方面への展開

新しい拠点ができることで、夢が膨らむ

佐賀大和イオンとを結ぶ **みどりの道計画**
+ 魅力度UP **石井樋公園計画**

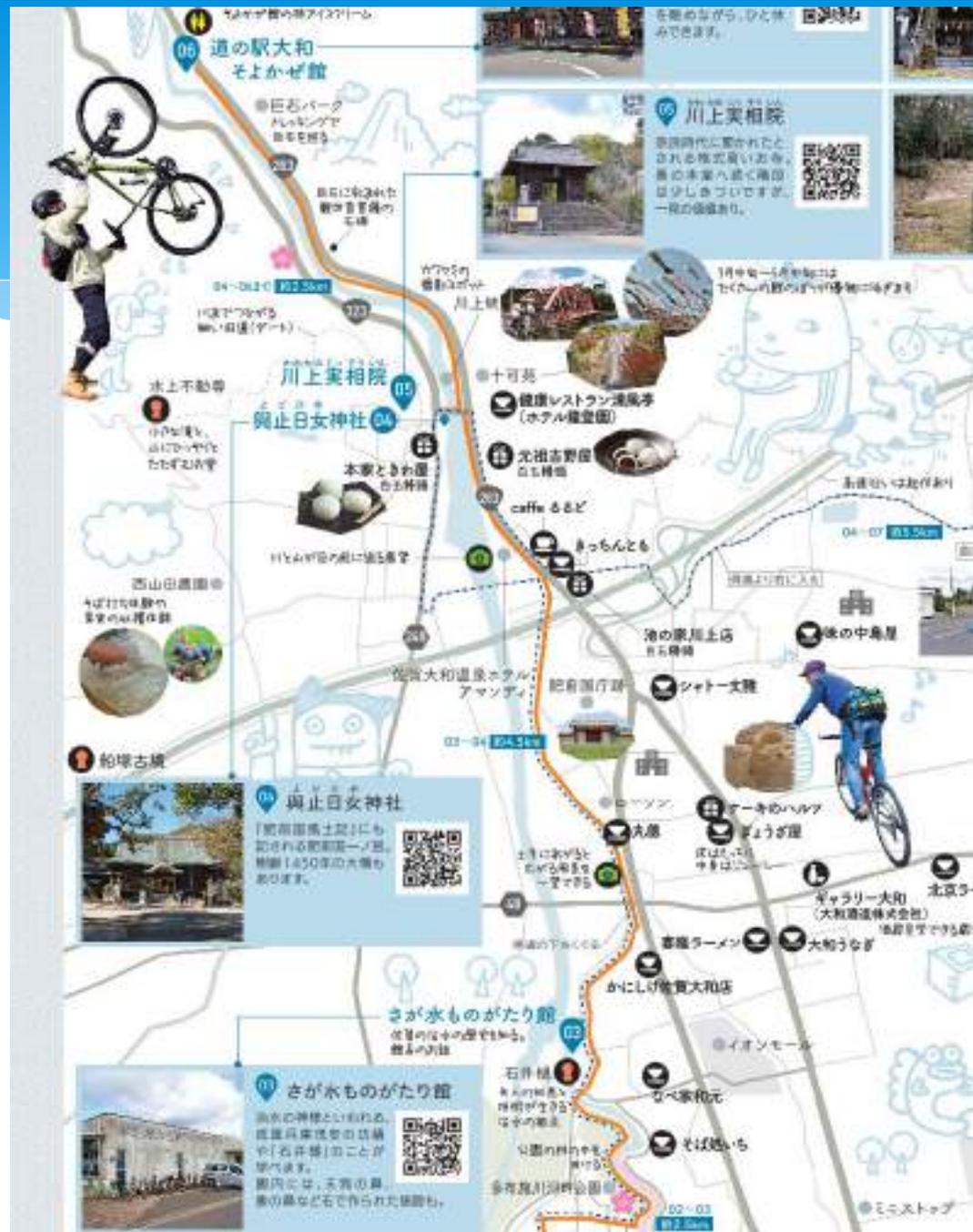
(二千年ハスとバーベキュー広場で魅力度UPの石井樋水辺歴史公園と、大型商業施設佐賀大和イオンを結ぶ「みどりの道」連絡路構想)

緑道で結ぶことで、人の流れを作る



サイクリングマップ

水辺ルート



POINT3

すでに河川利活用を取り巻く環境は作られつつある

嘉瀬川とふれあう文化を育む

巻き込む

自治体を巻き込む(佐賀市)

民間・企業を巻き込む(儲かる、儲からない⇒PFI事業?)

釣り人、利用者を巻き込む、子供(未来の支え)を巻き込む

つなぐ

周辺とのネットワーク 嘉瀬川沿いの線のネットワーク

周辺とのネットワーク 面のネットワーク(大和イオンなど)

街づくりの一環として川づくりを考える 川の魅力を核にする

文化を育む

日常生活に川を取り入れる。川との付き合い方を見つめなおす

嘉瀬川文化軸をつくる 嘉瀬川交流軸 嘉瀬川を軸として

魅力を発信する

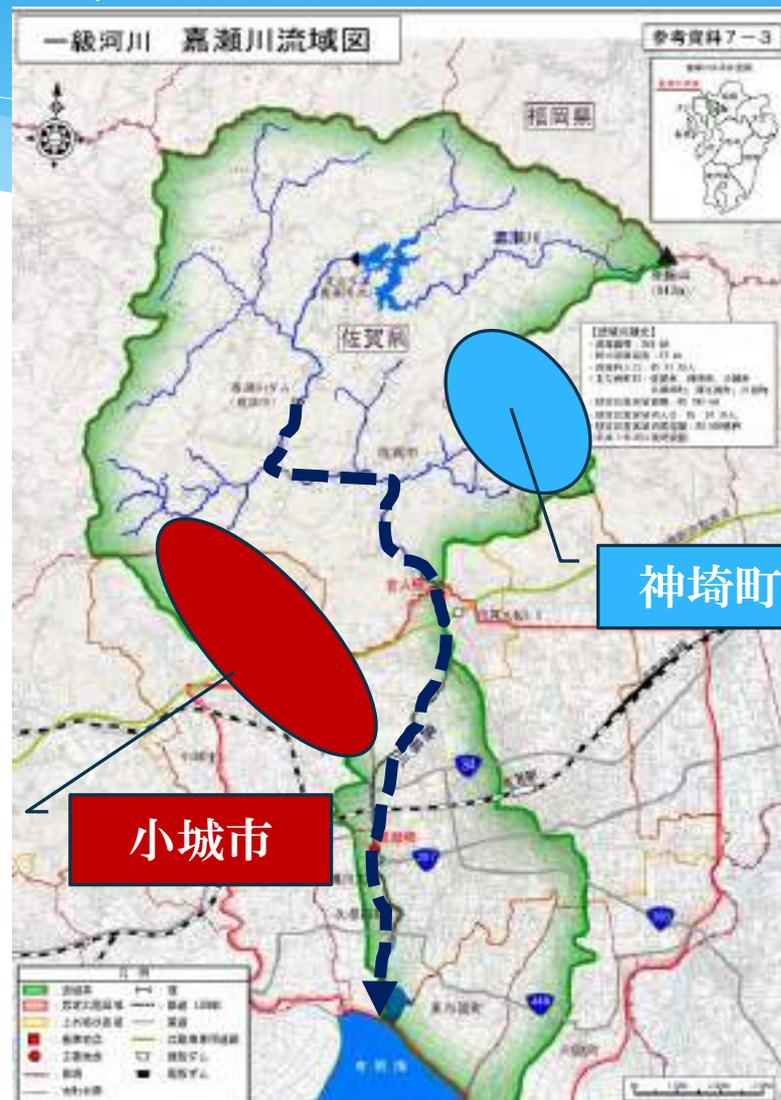
魅力の発信

魅力の創出から、魅力の再生産、魅力の多方面への展開

あらためて言おう

嘉瀬川は、佐賀市民の川！

- * 嘉瀬川の流域のほとんどは、佐賀市で占められている
- * 佐賀市の川といっていいかもしれない(直轄河川なのに)
- * 嘉瀬川を守り育てるのは、佐賀市民であり、佐賀市長・佐賀市職員の役割
- * 河川管理者(国、県)は、そのサポートを行ってもらおうという発想を佐賀市民、佐賀市職員が持つことが大切



滋賀県甲良町 「川はみんなのもの」



嘉瀬川の利活用を活発にするために

嘉瀬川に人を呼び込むために

- * 魅力を発見する。魅力を作り出す。
- * 施設を整備する(拠点づくり、ネットワークづくり)
- * 人を呼び込む。仲間をつくる。

快適に維持するために

- * ルールをつくる
- * 維持・管理・運営体制づくり
- * 応援団づくり

嘉瀬川を改めてチェックすると

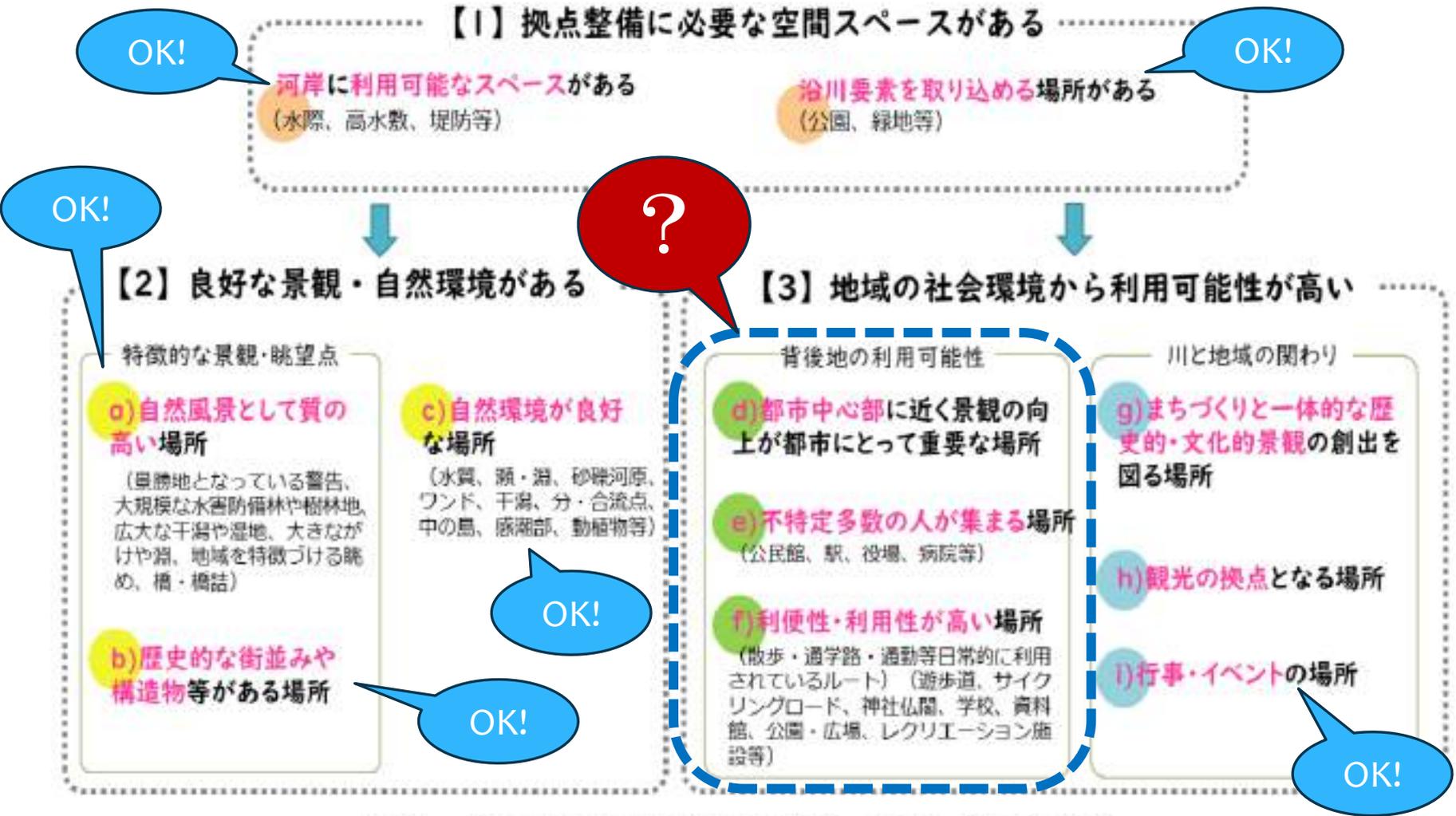


図-1 水辺拠点の抽出に資する評価軸。鶴田ら³⁾を基に作成

嘉瀬川の魅力をあげるためには

* 都市にとって重要な場所にする

市民にとって大切な場所とするアイデアは？

* 不特定多数の人が集まる場所にする

不特定多数の人が集まる場にするアイデアは？

* 利便性・利用性が高い場所にする

嘉瀬川を利便性の高い場所にするアイデアは？

市民にとって大切な場所とするアイデア

- * 利便性を高めることとセットかも
- * 佐賀のシンボル、誇りにする(故郷のシンボル)
- * 思い出を作る場所にする
- * ●●●●●●●●



不特定多数の人が集まる場にするアイデア

- * みどりの道計画を進める
- * バルーンフェスタとのコラボイベント開催
- * ●●●●●●●●●●



嘉瀬川を利便性の高い場所にするアイデア

- * 市街地と嘉瀬川をつなぐアイデア
- * 域外と嘉瀬川をつなぐアイデア
- * 地域のいろいろな拠点(道の駅、大型店舗)とつなぐ
- * 自転車、キックボード等で街とむ
- * ●●●●●●●●





視点

* 水辺や自然環境等の河川ならではの特徴を生かした空間利用

かつて、河川の広い空間のみを活用し、河川敷にテニスコート・野球場・ゲートボールコート等の施設整備を乱発し、河川環境の利用の在り方として反省をしてきたことを踏まえて。

* 治水、利水への影響に十分に配慮する利用

河川占用許可の規則やルールを踏まえた整備。近年、河川利用については大幅に緩和？されているものの、洪水や濁水の状況も理解して利用する。

* 利用が重なるところは、ゾーニング等により、危険のない安全な空間利用を行う。

例えば、カヌーと水遊びのエリアは分ける等、利用者の安全を確保するルール等を決める。

* 洪水後には、土砂堆積、流出、破損等の被害を受けることを想定して管理・運営する必要がある。

洪水時の土砂フィルター効果のある竹林を保全する等の対応を図ったうえで、万一、洪水時に冠水した際の復旧等について予め想定しておく必要がある。



ポイント

* 水難事故が起きない安全管理と情報の周知

大雨が予想された場合の緊急放流時は、急激に水かさが増えることがある。

* ごみの後片付け等環境美化・環境維持

竹林の管理をふくめ、不法投棄場所にならないような活動。日常的に利用することから不法投棄のチャンスを失わさせる等の活動。

* ふるさとの川をつくり、育てる。

河川利用を通して、嘉瀬川特有の環境への興味と理解が増すような活動。

* 特定の利用者のみには限定した利用ではなく、地域を巻き込んだオープンな利活用。

上記の「ふるさとの川を育てる」という視点から、地域の人々を巻き込んだ川づくりと河川利用が望まれる。地域の元気につながるような活動。

* 多くの利用者が期待できる場合、状況によっては、管理運営を民間委託することも視野に入れて考える。

近年の河川利用促進策を受け、売店、オープンカフェ、広告板・広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー広場等も条件によっては認められる。

An illustration of a man in a blue suit and glasses standing at a brown podium, pointing towards a large white screen. The screen displays the Japanese text 'お疲れ様でした' (Thank you for your hard work). Below the screen, there are six grey silhouettes of people sitting in an audience.

お疲れ様でした

本資料作成に当たっては、国土交通省水管理・国土保全局、財団法人リバーフロント整備センター等の公表されている資料を基に作成しています。